

令和 4 年度

自 己 点 檢 評 價 書

令和 5 (2023) 年 9 月

長野保健医療大学

目 次

I . 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 · · · · ·	1
II . 沿革と現況 · · · · ·	4
III . 評価機構が定める基準に基づく自己評価 · · · · ·	7
基準 1. 使命・目的等 · · · · ·	7
基準 2. 学生 · · · · ·	17
基準 3. 教育課程 · · · · ·	40
基準 4. 教員・職員 · · · · ·	54
基準 5. 経営・管理と財務 · · · · ·	66
基準 6. 内部質保証 · · · · ·	73
IV . 大学が独自に設定した基準による自己評価 · · · · ·	76
基準 A. 地域・社会貢献 · · · · ·	76
基準 B. 研究活動 · · · · ·	82
V . 特記事項 · · · · ·	83
1. 大学院の方向性・運用 · · · · ·	83
2. 新型コロナウイルス感染症対策 · · · · ·	83
3. IPE・IPW プログラム · · · · ·	85
4. FD・SD 研修 · · · · ·	86
VI . 長野保健医療大学中期計画に対する事業改善評価 · · · · ·	87

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 建学の精神・大学の基本理念

学校法人四徳学園（以下「本学園」という。）は、「四徳」（しとく：知恵・勇気・節制・正義）を涵養し、「徳風洽四海」（とくふうしかいにあまねく：知識や技能をすべからく人類愛に基づき世界（四海）に広める気概をもって社会に貢献する。）の精神を基本として豊かな人間性と医療に関する高い知識・技術を備えた人材を養成することを理念とする。

長野保健医療大学（以下、「本学」という。）は、「四徳」を学び、他者に共感し、自己研鑽に励むことにより、「仁心」（じんしん：人を慈しむ心）を醸成・涵養し、保健・医療・福祉の専門職として必要かつ十分な知識と技能である「妙術」（みょうじゅつ：高い知識と技能を備える。）の修得を目指し、生涯にわたり修練と研鑽を重ねる人材の育成を教育理念としている。

2 大学の使命・目的

本学は、人口減少・超高齢化社会が進行し、医療パラダイム（物の見方や捉え方）が「cure」（治す。）から「care」（癒す。）、「patient-centered」（患者本位）と進化し、「行政による規制」から「当事者による規制」へ、「発散」から「統合」へと転換が図られ、「健康寿命の延伸」、「健康増進」、「地域包括ケア」、「専門職連携・協働」が次世代の主要な保健・医療・福祉の課題となる今日において、善き社会人として、多様性を尊重し、探求心をもって、地域の多様なニーズに、他の専門職と連携・協働して対応することができ、生涯にわたって自律的に自己研鑽する専門医療職を育成することを使命としている。

本学が掲げる教育理念は、「徳風四海に洽く」と「仁心妙術」である。すなわち、『「四徳」を心して、「仁心妙術」の研鑽を励み、豊かな人間性と医療に関する高い知識と技術を備え、社会に貢献する人材を養成する。』である。

この理念に基づき、「地域を担う」、「健康寿命の延伸に寄与する」ための健康な心身と多様性を受容できる豊かな人間性を持った高度専門職人材の教育を目指し、我が国との社会福祉の充実発展に寄与するとともに、リハビリテーション科学並びに看護学分野の研究、地域振興・活性化への貢献を目的としている。

3 大学の個性・特色等

本学は、保健科学部、看護学部、大学院、共通教養センター、地域保健医療研究センターを設置し、以下のディプロマ・ポリシー（卒業を認定し、学位を授与するための基本的な方針）のもとに、次世代の保健・医療・福祉を担う人材を育成している。

(1) 「四徳」の体得と「仁心」の醸成

人間社会についての基礎知識の習得、人間・健康・社会についての体系的理解、生命への畏敬の念、人権尊重、多様な価値観や個性を尊重する態度、悩める人の立場を理解し共感できる、豊かな人間性と高い倫理観を醸成する。

(2) 妙術の基盤となる専門知識及び技能の習得

医学・医療の基礎知識、技能の習得に加え、幅広く深い教養、基礎的知識に基づく論理的思考力、判断力、的確な表現能力及び総合的な判断力を習得する。

他職種の学理を理解し、医療連携チームの中核となることができる協調性及びコミュニケーション能力を習得する。

(3) 成長し続ける意志と力の醸成

生涯にわたり専門性を高め、ニーズ・課題に向かう探究心をもって、主体的に学修、研究する能力、地域の課題に積極的に関わり地域に貢献する職業人としての意識を醸成する。

(4) 学びの特徴

「地域で学び、地域を学び、地域で育ち、地域が育つ」、「生活基盤を支える」、「地域包括ケアシステムに寄与するチーム医療の中核」となる医療専門職人材の育成である。学びの場を地域に広げ、地域に在住する人々を「生活者」としてとらえ、医学・医療・看護学・リハビリテーション科学の視点から疾病予防、治療、リハビリテーション（心身機能・生活機能回復）、健康増進などの健康課題に取り組み、地域での生活を支える医療専門職チームの中核人材の養成を目指している。

(5) 科目の配置

地域で生活する人々の健康を支える医療専門職の視点を人々の暮らしから学修するための専門科目を配置し、1年次から継続的に地域との関わりを持って、保健科学部と看護学部の学生が協働して地域の健康課題に取り組むために、保健科学部、看護学部に共通科目を配置している。

(6) 専門職連携教育（IPE）

多様な場における専門職連携チームの一員となる力を育てるため、保健科学部、看護学部において保健・医療・福祉の専門職（医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等）が同じ専門科目を担当し、更に保健科学部と看護学部の合同による IPE（Interprofessional Education）関連科目を1～4年次に配置し、3・4年次は演習としている。

(7) 教養科目（看護学部：基礎分野）

共通教養センターでは、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、「専門科目」の他に、「人類の営みを俯瞰する能力」を培うために、人文科学、社会科学、自然科学、体育学、外国語に加え、専門科目への導入としての基礎科目による社会人としての教養と責任感、コミュニケーション能力、問題解決能力、能動的学修姿勢を身につけ、社会の諸課題についての基礎的知識を学修し、論理的な思考、判断、的確な表現能力を育て、さらに多様性や個性を

尊重する態度を育てている。また、看護学部では生涯学習に取り組む能力開発のために外国語科目を1～4年次に配置している。

(8) 大学院教育

基盤とする学部の看護学、理学療法学、作業療法学を統合した学際的視野に基づいて幅広い学識を涵養し、研究能力や高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うことにより、高度な専門性や研究能力・教育能力を持ち、組織内、医療チーム内の枠を超えて、組織横断的に活動でき、調整力やマネジメント力を発揮できるような人材、及び専門職医療人を育成できる人材養成するために大学院教育を行っている。

(9) 研究活動

地域保健医療研究センターにおいて、地域で生活する人々の健康を支える医療専門職の視点を人々の暮らしから学修するための学問的基盤を強化するための活動を行っている。同センターは、教員の研究活動の支援組織であり、科学研究費補助金の獲得補助を行っている。令和4年度には7件の科研費の獲得を支援した。

(10) 地域連携活動

長野市や飯山市及び地元の川中島住民自治協議会等と連携協定を締結し、様々な活動を行っている。飯山市とは、市が有する地域在住高齢者の健康データの解析を、長野市とは、スマートシティミッション、放課後子ども総合プラザドバイザー、ゲートキーパー養成講座、スポーツイベントスタッフ参加、発達障害に関する研修会、市保健事業、インターンシップ参加、市立長野高校との高大連携による推薦入試合格者の学力維持向上のための教育などを行っている。川中島町住民自治協議会とは連携して地域高齢者の体力測定会を開催し、高齢者の健康増進活動を行っている。

II. 沿革と現況

1 本学の沿革

平成 13 (2001) 年 1 月	長野医療技術専門学校 設置認可
平成 13 (2001) 年 4 月	長野医療技術専門学校開校 (理学療法学科・作業療法学科) 第 1 期生入学式挙行
平成 17 (2005) 年 3 月	第 1 期生卒業式挙行
平成 17 (2005) 年 9 月	附属リハビリテーションクリニック開院
平成 17 (2005) 年 12 月	大学院入学資格認定 高度専門士の称号付与認定
平成 23 (2011) 年 4 月	開校十周年記念誌 発刊
平成 26 (2014) 年 10 月	長野保健医療大学 設置認可
平成 27 (2015) 年 4 月	長野保健医療大学開学 (保健科学部リハビリテーション学科) 第 1 期生入学式挙行
平成 29 (2017) 年 4 月	長野市立川中島保育園 運営受託
平成 30 (2018) 年 3 月	長野医療技術専門学校 閉校
平成 31 (2019) 年 3 月	第 1 期生学位授与式
平成 31 (2019) 年 4 月	看護学部開設 川中島保育園施設移管 (私立保育所として運営開始)
令和 2 (2020) 年 10 月	大学附属リハビリテーションクリニックを 大学附属整形外科リハビリクリニックに名称変更
令和 3 (2021) 年 4 月	長野保健医療大学大学院 開設
令和 4 (2022) 年 9 月	長野保健医療大学 校歌制定
令和 5 (2023) 年 3 月	川中島保育園閉園
令和 5 (2023) 年 4 月	幼保連携型認定こども園 川中島こども園開園

2 本学の現況

- ・大学名 長野保健医療大学
- ・所在地 〒381-2227 長野県長野市川中島町今井原 11 番地 1

・学部・大学院構成

【表II-1】令和4(2022)年5月1日現在 (単位:人)

学部・学科	専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
保健科学部 リハビリテーション学科	理学療法学	40	—	320
	作業療法学	40	—	
看護学部 看護学科	—	80	—	320
学部 計		160	—	640
大学院 保健学研究科	—	8	—	16
大学院 計		8	—	16
大学 総計		168	—	648

・学生数

【表II-2】令和4(2022)年5月1日現在 (単位:人)

学部・学科	専攻	1学年	2学年	3学年	4学年	合計
保健科学部 リハビリテーション学科	理学療法学	47	50	38	43	178
	作業療法学	46	51	36	47	180
看護学部 看護学科	—	73	93	82	83	331
学部 計		166	194	156	173	689
大学院 保健学研究科	—	3	4			7
学部・大学院合計		169	198	156	173	696

長野保健医療大学

・専任教員数

【表II-3】令和4（2022）年5月1日現在 (単位：人)

学部・学科	専任教員数					
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
保健科学部 リハビリテーション学科	8	3	3	5	1	20
看護学部 看護学科	5	4	4	10	1	24
両学部共通	7	1	0	0	0	8
合計	20	8	7	15	2	52

大学院・研究科	専任教員数					
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
大学院保健学研究科	13 (11)	4 (1)	—	—	—	17 (12)
合計	13 (11)	4 (1)	—	—	—	17 (12)

* () 内は研究指導教員数

・事務職員数

【表II-4】令和4（2022）年5月1日現在 (単位：人)

部署	事務局長	総務部	企画部	学務部	図書館
職員数	1	11	3	8	1

※ 事務職員数には、嘱託員・パート職員等を含む。

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的、教育目的については、下記に示す如く、明確かつ簡潔に学生生活の手引き（以下「学生便覧」という。）に記載され、また本学ホームページに開示されている。

(1) 大学の目的は、「長野保健医療大学学則」（以下「大学学則」という。）第1条に、

「長野保健医療大学は、人を慈しむ豊かな人間性と医療に関する高い知識や技能を備える「仁心妙術」の研鑽に励み、本学で得た知識や技能を、すべからく人類愛に基づき世界（四海）に広める気概を持って社会に貢献する「徳風四海に洽（あまねく）」を礎とした教育理念に基づき、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、我が国の社会福祉の充実発展に寄与する」と規定されており、学生便覧への記載及び本学公式ホームページ（以下「本学 HP」という。）にて公開されている。

学部・学科として保健科学部リハビリテーション学科と看護学部看護学科を設置している。リハビリテーション学科には、理学療法学専攻及び作業療法学専攻の2専攻を設置している。学部、学科及び専攻の教育研究上の目的は、大学学則第5条で以下に示すとおりに規定されており、学生便覧への記載及び本学 HP にて公開されている。

教育研究上の目的

ア 保健科学部

本学の目的を踏まえ、豊かな人間性と広い見識・教養・技術を有する医療人及び教育研究者の育成を目的とする。

イ リハビリテーション学科

リハビリテーション分野において、総合的・学際的な高い能力を養うことを念頭に置いた教育・研究を行うとともに、豊かな人間としての基本を兼ね備えたリハビリテーションの専門家を育成することを目的とする。

ウ 理学療法学専攻

理学療法の専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね備えた理学療法士を育成する。

エ 作業療法学専攻

作業療法の専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね備えた作業療法士を育成する。

オ 看護学部

豊かな人間性と広い見識を持って、地域住民の健康生活をサポートすることのできるケア提供者を育成する。

カ 看護学科

看護の専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、地域の多様なニーズに対応できる質の高い探求心を持つ看護師・保健師を育成する。

(2) 大学院の目的は、「長野保健医療大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第1条に「長野保健医療大学大学院は、長野保健医療大学の教育理念に基づき、保健学における学術の理論及び応用を教授研究し、多職種が協働した支援サービス提供の実践に求められる幅広い知識及び高度な専門技術を有する専門職医療人並びに専門職教育者を育成することにより、人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されており、学生便覧への記載及び本学HPにて公開されている。

大学院には保健学研究科を設置し修士課程を置き、研究科には保健学専攻を置いている。研究科及び専攻の教育研究上の目的は、大学院学則第8条で以下に示すとおりに規定されており、学生便覧への記載及び本学HPにて公開されている。

教育研究上の目的

本研究科では、地域の健康に関する課題を、科学的かつ包括的に分析し対応できる高度な専門職医療人及び専門職教育者を養成するとともに、保健医療福祉システムを学際的な視点から地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。

1-1-③ 個性・特色の明示

「使命・目的」の特色

長野保健医療大学の特色

本学は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月）で答申されている「高等教育の多様化と個性・特色の明確化」で提示されている7つの機能のうち「高度専門職業人養成」、「特定の専門的分野の教育・研究」並びに「社会貢献機能」の3つの機能に重きを置く。

ア 仁心（人を慈しむ心）を涵養する教養教育

本学では四徳を心して勉学に励むという教育理念のもと、専門職業人として必要な専門知識と技術とともに、幅広い教養と高い倫理観のもと、高い技能を持ち、保健医療の専門職業人として求められる悩める人の立場を理解して対応できる人材を育成するための専門職として、「仁心妙術」の体得、職場や地域社会の中で多様な職種の人々とともに仕事を行っていく上で必要な他専門領域の理解、実行力や協調性、コミュニケーション能力などの基礎的能力を育成する教育並びに将来への目的意識を持ち主体的に学修、研究する能力を育成する教育を行っている。

イ 高度な専門知識・技能を習得する専門教育

他職種の専門性を理解し、協働できる能力を育てるために、初年次の基礎セミナーにおいて、義肢装具、社会福祉、心理などの専門家によるそれぞれの専門職の専門性、役割の概説の後に、グループ討議授業を行い、保健、医療の実践における理学療法、作業療法、看護の専門性、役割並びに専門職連携チームについて学ぶ。

4年次前期の専門職連携演習において、理学療法学専攻、作業療法学専攻及び看護学科合同で、医師、看護師、社会福祉士、義肢装具士など専門職が参加した演習、総合討論を行う。整形外科系、中枢系の模擬症例をそれぞれ1例ずつ提示し、理学療法、作業療法及び看護の評価項目の選定及び段階的に提示される評価結果に対する治療プログラムをもとに、他職種に対する関連情報の提供・情報の収集・要望提示等、グループ単位で検討のうちに、多職種専門職が参加した総合討論を行うこととしている。

看護学部の設置を契機に、保健科学部・看護学部の学生が IPW

(Interprofessional Work) の理念を学び、現場での IPW を推し進める専門職業人として成長できるよう、1年次から4年次まで共同で継続的・体系的に IPW を学ぶために IPE (Interprofessional Education) 関連科目を設置した。1年次のヒューマンケア論、ヒューマンケア体験実習に始まり、2年次には IPW 論、3年次には IPW 演習Ⅰ、4年次には IPW 演習Ⅱを配置した。

1年次：ヒューマンケアの概念が登場した社会的背景や制度的背景の基礎的な知識を得ながら、専門的な働きかけを必要とする人のニーズや心理状態を理解し、援助のあり方や保健・医療・福祉の連携の意義と重要性など、ヒューマンケアの理念について、両学部学生が集合して学ぶ。また、コミュニケーションの意義・目的・方法だけでなく、他者との関係の重要性を理解し、人間関係や信頼関係を築き深め、実習施設においての体験実習を通じて保健・医療・

福祉に共通する対人援助の基盤を実際に学ぶため、看護学部は実習施設での体験授業、保健科学部は病院・施設見学を行う。

2年次：複数の専門職が各々の技術と役割により協働するため、両学部の学生が混成グループを編成してワークショップ形式により必要な「アカデミックリテラシー」をIPW論を通して学ぶ。

3年次：地域における保健・医療・福祉の現場を想定し、両学部の学生が混成グループを形成し、専門職連携について事前学修、課題の設定、チームワークを意識しながらチームの目標に向かっていくプロセスを相互に学ぶ。

4年次：3年次までに学んだことを、地域包括支援センター、特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所等において実際に体験することにより、保健・医療・福祉に携わる援助者間の連携・協働についての実践上の基盤をつくる。

ウ 地域貢献を目指す教育

本学事業として生涯学習講座を企画、実施するほか、地域行政機関（飯山市等）と連携して介護予防などの保健活動への協力をを行う。

本学が行う生涯学習講座は、医療専門職を対象とし、学内又は学外講師による、医学・医療、理学療法、作業療法、看護、社会福祉など関連分野のトピックス、最新の治療理論や技術などについての研修並びに症例検討、研究発表の機会を提供する。

看護学部では地域や社会の構成員としての自覚、相互に支え合うという意識の醸成を図り、専門職業人としての経験を基盤に生涯にわたる貢献を考える教育を行っている。

1-1-④ 変化への対応

使命・目的は開学時から大きな変更はないが、社会情勢や社会ニーズは常に変化し続けており、それらの状況の変化に迅速に対応できるよう、月例の運営会議にて経営側と教学側が常に連携を保っている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は2001年に開設した長野医療技術専門学校から発展的に、2015年4月保健科学部リハビリテーション学科の1学部1学科2専攻大学として出発した。2019年4月には看護学部看護学科を開設し2学部2学科大学となったが、開学以来一貫して建学の精神に基づいて保健医療専門職を育成しているため、大学使命・目的は策定されてから現在まで大きな変更はない。

教育目的においては看護学部開設にあわせて両学部共通科目を中心とした新カリキュラムをスタートさせた。

看護学部においては2022年の完成年度を迎えるにあたり、文部科学省への申請内容を計画通りに履行した。

また、2021年には大学院を開設し、幅広い知識及び高度な専門技術を有する専門職医療人並びに専門職教育者の育成を図ることとしている。

今後は各職種養成所の指定規則改正などの法令改正や、社会情勢の変化を注視し、本学の「中期計画」の見直しが実施される場合など、必要に応じて本学の使命・目的及び教育目的の見直しを実施していく予定である。

2020年に始まった新型コロナウイルス感染症パンデミックが3年目に入り、対応に苦慮しつつも、対面授業を中心とした体制を維持しつつ、オンラインを取り入れた授業体制も導入し、柔軟に教育機会の確保を図っている。臨床実習は実習先施設のご協力により、ほぼ臨地での実習を行なうことができた。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学部、大学院の目的は学則及び大学院学則に明記されており、学則を変更する際には、運営会議の議を経て、理事会で議決することとなっている。従って、変更する際には、役員及び教職員の理解と支持を得た上で決定している。

1-2-② 学内外への周知

以下に示すとおり学内外への周知に努めている。

ア 本学の目的は学則に明記し、本学 HP を通じて公開しており、変更等が生じた場合には、速やかに更新し、学内外へ周知を図っている。また、毎年発行する学生便覧に建学の理念・沿革及び学則を掲載している。

イ 入学式などの大学の行事における理事長及び学長の挨拶等において、大学の基本理念について触れ、内外関係者の理解を深めるようにしている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

中期計画として看護学部の設置を計画し、平成 30 年 3 月に文部科学省に学部設置申請を行い、8 月に認可された。本学の特色である専門職連携教育を推進する意味合いか

ら、既存学部との連携が不可欠であるため、学内の各種会議、委員会で看護学部を視野に入れた検討を行った。

1-2-④ 三つのポリシーへ反映

本学の使命・目的は、3つの方針であるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーに反映されている。

ア 保健科学部

(アドミッションポリシー)

保健科学部が求める「幅広い人間性」、「高い専門知識、技能」、「地域への貢献」、「グローバル社会に生きる」人材を育成するために、以下に示す方針で学生募集及び入学者の選考を行う。

- ・他者とのコミュニケーション能力をもち、他者の喜び、悩みに共感できる人
 - ・仲間と協調した行動ができる人
 - ・社会への関心をもち、社会貢献に意欲をもつ人
 - ・大学生として、日常生活を自律的に管理できる生活習慣をもつ人
 - ・善きことを求め、努力する意志がある人
- 上記の資質に加え、
- ・高校教育では、「国語」、「英語」の基礎的読解力、表現力を習得していること。
 - ・「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」のいずれか一科目以上を履修していること。

大学入学者の選抜は、大学教育を受けるに相応しい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施する。保健科学部は、理学療法士又は作業療法士を目指す高度な専門職業人の育成を目的としていることから、志望動機、職業への理解など目的意識を面接等で確認する。

(カリキュラムポリシー)

1年次

- ・建学の精神である「四徳」「仁心」を理解し実践できる。
- ・能動的に学修する態度を身につけ、自律的に学生生活を送ることができる。
- ・幅広い教養と知識の習得を通して物事を多角的にとらえ、論理的に表現できる。
- ・社会人としてのマナーと生活スキルを身につけ実行することができる。
- ・基礎となる教養及び医学領域の知識を修め、意欲をもって自主的に学修できる。

2年次

- ・1年次の学修をさらに発展させることができる。
- ・臨床医学領域の基礎を学び、自主的に学修を深めていくことができる。
- ・妙術(優れた知識・技能)の基盤となるリハビリテーション領域(評価学)の専門知識とその意味・意義を理解できる。
- ・他者への共感的態度とコミュニケーションスキルを習得し体現できる。

- ・学内演習および学外実習を通してリハビリテーション職種の役割を理解できる。
- ・国際的視野を養い、我が国が培ってきた保健・医療の知識・技術・制度を理解できる。

3年次

- ・1年次・2年次の学修を更に発展させることができる。
- ・基礎医学、臨床医学の専門知識を学び、リハビリテーションの過程で適切に活用することができる。
- ・妙術(優れた知識・技能)の基盤となるリハビリテーション治療学の専門知識とその意味・意義を理解し、治療に関わる技術を習得して活用できる。
- ・専門職として、地域社会に貢献する役割と責任を理解する。
- ・他者への共感的態度をもって豊かな人間関係を築き、チーム医療に参加できる能力(チーム観)を身につける。
- ・学内演習及び学外実習を通して、事象を多角的にとらえ分析・理解することができる。また、自分の意見を論理的にまとめ、伝えることができる。

4年次

- ・「四徳」と「仁心」の意味を心して、最終学年生として自律した大学生活を送ることができる。
- ・これまでの学修で得たさまざまな知識を統合し活用できる。
- ・専門的な知識と確かなリハビリテーション技術を身につけ、倫理的配慮のもとに実践することができる。
- ・3年間の学修成果を活かして自ら課題を見つけ、情報検索や実験などにより解決を図り、論理的に表現することができる。
- ・医療チームのメンバーとしての役割を自覚し、責任を果たすことができる。
- ・学内演習及び学外実習において、事象を多角的視野からとらえ自分の意見を論理的に説明することができる。
- ・生涯を通じて、専門知識を集積して技術を磨く意志を持ち、学びの方法を考察し実践することができる。

(ディプロマポリシー)

- (ア) 「四徳」の体得と「仁心」の醸成
- a 医療従事者を志すものとして、高い倫理観を持っている。
 - b 他者に共感し、悩める人の立場を理解できる、豊かな人間性を備えている。
- (イ) 妙術の基盤となる専門知識及び技能の習得
- a 妙術(優れた知識・技能)の基盤となる専門知識と技能を習得している。
 - b 幅広く深い教養及び総合的な判断力を備えている。
 - c 他職種の学理を理解し、連携チームの中核となることができる実行力、協調性及びコミュニケーション能力を身につけている。
- (ウ) 成長し続ける意志と力
- a 生涯にわたり専門性を高め、ニーズ・課題に向かう探究心を持っている。
 - b 将来への目的意識を持ち主体的に学習、研究する能力を持っている。

- c 地域の課題に積極的に関わり地域に貢献する職業人としての意識を持っている。
- d 国際的な視野を養い、我が国が培ってきた保健・医療の知識・技術・制度を理解できる。

イ 看護学部

(アドミッションポリシー)

看護学部看護学科は、大学教育を受けるに相応しい基礎学力に加えて、拡大し多様化する看護職者の役割を理解し、生命への畏敬の念を持ち、人を思いやる心を持ち、幅広い基礎知識と応用力、たゆみない探究心により社会に対して積極的に関わろうとする意欲がある学生を求める。

専門性を追求するだけでなく、社会の変化や技術の進歩に対応し、様々な専門職との連携を図ることが必要であるため、以下に示す方針で学生募集及び入学者の選考を行う。

- ・他者とのコミュニケーション能力をもち、他者の喜び・悩みに共感できる人
 - ・仲間と協調した行動ができる人
 - ・社会への関心をもち、社会貢献に意欲を持っている人
 - ・大学生として日常生活を自律的に管理できる生活習慣を持っている人
 - ・善きことを求め、努力する意志がある人
 - ・大学教育を受けるに相応しい基礎学力がある人
- 更に、看護師・保健師を目指す質の高い専門職業人の育成を目的としていることから、志望動機、職業への理解など目的意識を見極める面接試験を行う。

(カリキュラムポリシー)

- (ア) 社会の諸課題についての基礎的知識を学修するために、基礎分野に「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「体育学」を、専門基礎分野に「人間と環境」、「環境と健康」を配置した。
- (イ) 論理的な思考、判断、的確な表現能力を育てるために、基礎分野に「大学基礎セミナーⅠ・Ⅱ」、「外国語科目」を配置した。
- (ウ) 生命への畏敬の念を育て、人権尊重の態度を身につけるため、基礎分野に「日本国憲法・法学」を、専門基礎分野に「生命倫理」を、また、多様性や個性を尊重する態度を育てるために、基礎分野に「文化人類学」を、専門基礎分野に「健康科学概論」を、専門分野に「早期体験実習」を配置した。
- (エ) 人間・健康・社会の関係を体系的に理解するために、基礎分野に「人間関係論」、「文化人類学」を、専門基礎分野に「健康科学概論」、「保健医療福祉行政論」を、また、地域を知るために、基礎分野に「信州学」を、専門分野に「成人看護学方法論Ⅰ・Ⅱ」を配置した。
- (オ) 専門知識・技術を基盤とした看護実践能力の学修のために、モデル・コア・カリキュラムを参照し専門基礎分野、専門分野、臨地実習を構成している。さらに、多

様な場における多職種連携チームの一員となる力を育てるため、保健科学部との合同による IPE に関する科目を 1~4 年次に配置し、3, 4 年次は演習とした。

- (カ) 看護学研究能力を育成するために、3 年次に看護研究法を、4 年次に看護課題探究 I・II を配置した。
- (キ) 自律的な学習能力の涵養については、全ての科目に共通する。また、外国語科目に関しては、1~4 年次にわたり英語 I (読む・書く)、英語 II (聞く・話す)、英語 III、医学英語 I、II、III (原著医学看護学論文の購読を含む。) を配置した。

(ディプロマポリシー)

- (ア) 社会について基礎的知識に基づく論理的思考力、判断力、的確な表現能力を有する。
- (イ) 生命への畏敬の念、人権尊重、多様な価値観や個性を尊重する態度を有する。
- (ウ) 人間・健康・社会の関係を体系的に理解し、地域を知り、専門知識・技術を基盤とした看護実践力を有する。
- (エ) 保健医療福祉の医療関係チームの一員として、多職種と連携・協働できる能力を有する。
- (オ) 自律した個人として継続的に看護学を探求する力を有する。

ウ 大学院

(アドミッションポリシー)

本大学院は建学の精神である「徳風四海に洽 (あまね) く」と「仁心妙術」を重んじ、保健学における学術の理論及び応用を教授研究し、多職種が協働した支援サービス提供の実践に求められる幅広い知識及び高度な専門技術を有する専門職医療人並びに専門職教育者を育成することを使命としており、以下のような要件を備えた意欲的な学生を求める。

- (ア) 理学療法学、作業療法学、看護学などの医療、保健分野等において、学士程度以上の基礎的な学力と技術を有する者
- (イ) 保健・医療の職場における管理者を目指す者、大学教員を目指す者、研究者を目指す者
- (ウ) 人間発達の諸段階における健康課題に関心を持ち、医療専門職としてその知識、技術を深め、医療・保健の発展に貢献したいと志す者
- (エ) 地域の保健医療福祉に関心を持ち、その向上に寄与したいと志す者

(カリキュラムポリシー)

本研究科におけるカリキュラム・ポリシーは、教育課程を高度な専門職医療人の基盤となる科目を配置する「共通科目」、看護・リハビリテーション領域として医学、看護学、理学療法学、作業療法学を統合した学際的な保健学の知識を学修し、専門分化した内容をさらに探求するための「専門科目」、共通科目と専門科目で培った能力により科

学的かつ包括的に分析し修士論文の作成として集大成を図る「特別研究科目」の科目区分とする。

学修評価については、期末試験、レポート、課題のプレゼンテーションやディスカッションの内容等を個別に評価し、個別の評価結果を重みづけして総合評価し、重みづけの程度は、シラバスに明記する。

(ディプロマポリシー)

- (ア) 高い倫理観をもって保健医療福祉分野に関する専門職として取り組む能力
- (イ) 科学的な根拠に基づき専門技能を発揮できる能力
- (ウ) 高度専門職業人に必要な広範な知識を持ち、他の専門職と議論を通じて考えを共有できる能力
- (エ) 研究・教育活動により後進を育成する能力
- (オ) 地域の医療・行政・保健福祉組織のマネジメントに参画・参加できる能力

(分野別ディプロマポリシー)

- (ア) ケア提供システム分野
 - a 高い倫理観を専門教育や医療現場における複雑な倫理的課題に取り組む能力
 - b 専門教育やケア提供システム分野において自らが組織に参画し、リーダーシップを発揮できる能力
 - c 専門教育や医療現場において社会の変革に対応したケア提供システムを考察できる能力
- (イ) 人間発達ケア分野
 - a 専門分野の発展のために必要な課題を抽出し、関連する既存の知見を探求し、論理的に理解できる能力
 - b 専門分野における課題解決のために適切な方法を実施計画に活かせる能力
 - c 専門分野の知見収集の成果を教育及び職業実践に結び付ける能力
- (ウ) 健康コミュニティ分野
 - a 地域住民の健康増進、疾病予防、福祉の向上のために、地域の現状を分析できる能力
 - b 地域のニーズを的確に把握し、理論と統合して根拠に基づく実践を展開できる能力
 - c 地域課題解決に向けて、根拠に基づき必要な施策を衛生行政に反映できる能力

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、保健科学部、看護学部、大学院、共通教養センター、地域保健医療研究センター及び図書館からなる。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢の変化や大学を巡る状況に迅速かつ適切に対応し、社会のニーズに応えるために今後も大学の使命・目的を的確に遂行していく。

本学の教育理念及び目的を具体化・反映させた3つのポリシーについては、2022年の看護学部看護学科完成年度を見据え、3つのポリシーの一貫性・整合性についても点検・検討を進める。

教育研究組織については、看護学部看護学科及び大学院開設に合わせて組織体制の整備を進め、一旦の完成を見ることができた。今後は本学の理念・目的のひとつである地域貢献についても地域保健医療研究センターを中心としてより一層の活動を計画的に実施することで、本学の存立意義を高めるとともに、学外への情報提供をこれまで以上に行い、周知することとする。

[基準1の自己評価]

本学の目的と使命は教育基本法及び学校基本法の精神に則り、「四徳」の精神と「仁心妙術」という本学の個性、特色を明示し、大学学則及び大学院学則第1条に具体的に明確に規定している。また、教育研究上の目的は大学学則第5条及び大学院学則第8条でそれぞれ明確に簡潔に記載している。

これらの使命・目的を反映させるため、理事会、評議員会、運営会議、部門長会議、教授会、専攻会議を通じて役員、教職員と理解を共有し、本学HPを通じて学内外へ周知を図っている。また、3つのポリシーにも使命・目的は反映させており、これらを達成させるための教育研究組織の構築を行い、整備を進めているところである。

以上から基準1を満たしていると評価した。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッションポリシーの策定と周知

本学は、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、我が国の医療並びに社会福祉に貢献することを目的とし、「四徳」の精神を礎とした崇高な理念のもとに「仁心妙術」を育む教育理念をもとに、アドミッション・ポリシーを明示している。

本学のアドミッション・ポリシーは、保健科学部、看護学部、大学院とも本学HP、大学案内及び学生募集要項に掲載しており、本学への入学を希望する受験生や保護者、社会人、高等学校進路指導担当教諭等多数の人々に公開している。

また、学内で実施されるオープンキャンパスや大学見学会、学外における進学相談会や模擬講義等においても説明し、周知に努めている。

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部では、アドミッション・ポリシーに基づき、総合型選抜AO方式、学校推薦型選抜指定校制および公募制、総合型選抜自己推薦方式、一般選抜独自方式、一般選抜共通テスト利用方式、社会人選抜による選抜試験を実施している。大学院では、一般入学試験、社会人入学試験を実施している。各試験の概要を学生募集要項に示す。

このように多様な入試方法を採用することにより、志願者の受験選択の機会を増やし、アドミッション・ポリシーに沿った資質を持つ学生を多数確保するよう努めている。

入学試験実施及び検証については、以下の通りである。

ア 各入学試験の実施内容

学科試験は各入学試験の特色に応じて、国語、英語、数学・理科など教科試験又は小論文試験を実施し、基礎学力、論理的思考力を評価する。

面接試験においては志願者の本学入学への能力、意欲、関心、目的意識、適正等を多面的、総合的に評価している。

学科試験、面接試験及び提出書類を総合的に評価することにより、本学のアドミッション・ポリシーに適う入学者を選抜することができている。

イ 各入学試験の合否判定

学部では、各入学試験区分における合否判定について、学務部において合否判定資料(学科試験及び面接試験による得点一覧表)を作成し、入試委員会による入試判定会議において合否判定を行い、次に教授会に報告している。

大学院では、学務部において合否判定資料(学科試験及び面接試験による得点一覧表)を作成し、研究科委員会において合否判定を行っている。

合否発表については、入学試験区分ごとに合否結果を本人宛に郵送する他、本学HPで合格者の受験番号が確認できる体制を整えている。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和4（2022）年度の各入学試験区分における入学試験状況は、下記の表の通りである。【表2-1】

保健科学部リハビリテーション学科は、開学以来、受験者数及び適正な入学者数を確保しているが、作業療法学専攻は専門職の特色等が受験生に十分浸透するに至らず、受験者数及び入学者数が確保できていない状況があった。このことを改善するために、大学独自に作業療法を取り上げたパンフレットを作成し、作業療法の浸透を受験生に図った結果、近年は受験者数、入学者数も増加しその成果が現れていると考えられる。

看護学部においても学部開設以来、受験者数及び定員を上回る入学者数を確保してきたが、令和3年度入学試験で定員を大幅に上回る入学者数となった反動が令和4年度に起き、開設以来初めての定員を下回る入学者となった。さらに令和5年度においても県内養成校との競合により、定員を1名下回ることとなった。

大学院では、開設以来定員を満たすことができない状況が続いている。社会人入学者を増やすために現職者(看護師、理学療法士、作業療法士)への大学院進学のメリットを専門学校、学部卒業生に浸透させることのほか、学部生にも同様に告知し入学希望者を増やす方策を実施する。

【表 2-1】長野保健医療大学 令和5(2023)年度 入学試験結果

保健科学部リハビリテーション学科

理学療法学専攻：入学定員 40名

試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者総数(a)	合格者(b)	うち第2・3志望合格	追加合格者	倍率(a)/(b)	入学者	(うち女子)
学校推薦型選抜 指定校制		11月 12日	12	12	12	0	0	1.0	12	6
学校推薦型選抜 公募制	計 20	11月 12日	39	38	10	0	0	3.8	10	5
総合型選抜自己推薦方式		12月 10日	24	24	9	0	0	2.7	7	2
一般選抜Ⅰ期	12	2月 4 日	35	35	12	0	2	2.9	10	3
一般選抜Ⅱ期	4	2月 26日	5	3	1	0	0	3.0	1	1
一般選抜Ⅲ期	若干名	3月 15日	募集無し					---		
一般選抜共通テスト利用Ⅰ期	4	1月 14日	38	38	9	0	0	4.2	1	0
一般選抜共通テスト利用Ⅱ期	若干名	1月 15日	1	1	1	0	0	1.0	0	0
社会人選抜Ⅰ期	若干名	11月 12日	0	0	0	0	0	---	0	0

長野保健医療大学

社会人選抜Ⅱ期	若干名	12月 10日	0	0	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅲ期	若干名	2月4 日	0	0	0	0	0	---	0	0
合計	40		154	151	54	0	2	3.4	41	17

作業療法学専攻：入学定員 40 名

試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者 総数 (a)	合格者 (b)	うち 第2・ 3志望合 格	追加合格者	倍率 (a)/ (b)	入学者	(うち女子)
学校推薦型選抜 指定校制		11月 12日	14	14	14	0	0	1.0	14	13
学校推薦型選抜 公募制	計 20	11月 12日	33	33	14	3	0	2.4	14	10
総合型選抜自己 推薦方式		12月 10日	25	25	7	0	0	3.6	7	3
一般選抜Ⅰ期	12	2月4 日	28	28	10	0	0	2.8	8	4
一般選抜Ⅱ期	4	2月 26日	3	2	1	0	0	2.0	1	0
一般選抜Ⅲ期	若干名	3月 15日	募集 無し					---		
一般選抜共通テ スト利用Ⅰ期	4	1月 14日	27	27	7	0	0	3.9	1	0
一般選抜共通テ スト利用Ⅱ期	若干名	1月 15日	1	1	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅰ期	若干名	11月 12日	0	0	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅱ期	若干名	12月 10日	0	0	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅲ期	若干名	2月4 日	0	0	0	0	0	---	0	0
合計	40		131	130	53	3	0	3.0	45	30
リハビリテーション学科合計			285	281	107	3	2	3.2	86	47

看護学部看護学科：入学定員 80 名

試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者 総数 (a)	合格者 (b)	うち 第2・ 3志望合 格	追加合格者	倍率 (a)/ (b)	入学者	(うち女 子)
総合型選抜A0方式	8	9月26日	13	13	12	0	0	1.1	12	10
学校推薦型選抜 指定校制		11月12日	24	24	24	0	0	1.0	24	22
学校推薦型選抜 公募制	計 32	11月12日	20	20	13	0	0	1.5	13	10
総合型選抜自己 推薦方式		12月10日	16	15	13	0	0	1.2	10	9
一般選抜Ⅰ期	24	2月4日	41	41	32	0	0	1.3	14	14
一般選抜Ⅱ期	8	2月26日	6	5	3	0	0	1.7	2	0
一般選抜Ⅲ期	若干名	3月15日	0	0	0	0	0	---	0	0
一般選抜共通テ スト利用Ⅰ期	8	1月14日	57	57	48	0	0	1.2	4	4
一般選抜共通テ スト利用Ⅱ期	若干名	1月15日	1	1	1	0	0	1.0	0	0
社会人選抜Ⅰ期	若干名	11月12日	0	0	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅱ期	若干名	12月10日	0	0	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅲ期	若干名	2月4日	0	0	0	0	0	---	0	0
合計	80		178	176	146	0	0	1.3	79	69
保健科学部・看護学部総合計			463	457	253	3	2	2.0	165	116

※出願者・受験者には第2・3志望者も含む

大学院保健学研究科：入学定員 8 名

試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者総数(a)	合格者(b)	うち第2・3志望合格	追加合格者	倍率(a)/(b)	入学者	(うち女子)
一般入試Ⅰ期	若干名	11月19日	0	0	0	0	0		0	0
社会人Ⅰ期	若干名	11月19日	1	1	1	0	0	1.0	1	0
一般入試Ⅱ期	若干名	1月21日	0	0	0	0	0	0	0	0
社会人Ⅱ期	若干名	1月21日	2	2	2	0	0	1.0	2	2
大学院合計			3	3	3	0	0	1.0	3	2

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

広報活動においては、これまで以上にオープンキャンパスの内容の充実、特に在学生の参加を積極的に進めることにより、高校生にとって身近な存在から本学の魅力を伝えること、学内見学会の積極的な受入、進学相談会への積極的な参加、高校訪問校数の増加、模擬講義の実施等、さまざまな機会を通して大学全体の魅力を提示するよう努め、入学定員確保に向けた取組みを行う。

看護学部についても、今後、全国的な18歳人口の減少や看護系大学の増加に伴い、ますます厳しい状況が予想されるため、現在の受験者数及び入学者数が維持できるように、より一層の広報活動及び社会貢献活動を推進していく。

また、本学カリキュラムの特色である、保健科学部と看護学部とが合同で取り組む IPE の特徴を受験生に分かりやすく丁寧に説明し、両学部の入学希望者増加を推進していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

ア 保健科学部

(ア) 基礎セミナーにおける導入教育

1年次の各専攻「基礎セミナー」を導入教育科目と位置付けている。少人数単位のグループワークを主体として、基礎的なスタディースキルを身につけ、対人関係における協調性を養い、知的探究心を持って各専攻に関係する課題の解決を図る経験を通して、学修活動への円滑な導入と動機付けを図った。

(イ) クラス担任制

1年次から4年次まで、原則として同一の専任教員が4年間クラス担任として、定期的なホームルームの開催と個人面談などにより、個々の学生の学校生活全般及び学業面における学生の状況を把握し、必要に応じた種々のサポート及び指導を行う。学生の状況把握に基づく情報を関係する教職員間で共有し、対応に齟齬が生じないように配慮した。

(ウ) オフィスアワー

各教員のオフィスアワーは、教員研究室前に掲示して学生に周知しているが、多くの教員はオフィスアワー以外の時間にも、可能な限り学生に対応している。このため、学生が研究室を訪れる頻度が高く、学修に関する以外にも、様々な相談に応じた。

(エ) カウンセリング

学生生活における種々の相談に応じるため、公認心理師によるカウンセリングを行っている。公認心理師は外部の者に委嘱し、中立的な立場として相談を受けている。

(オ) 図書館の利用、文献検索の方法のガイダンスの実施

図書館の利用方法については、1年次の各専攻「基礎セミナー」において長野保健医療大学図書館利用案内を配布するとともに、図書館職員によるガイダンスを行っている。また、文献検索の方法についても同様に「基礎セミナー」内で説明し、支援を行っている。

(カ) 国家試験に関連する学修支援

国家試験への対応はクラス担任が中心となり、数回の模擬試験の結果を分析しながらセミナー室を開放してのグループ学修、習熟度に応じた個別指導等を行っている。

職員はグループ学修のためのセミナー室確保、模擬試験受験に関する手続き、受験願書の一括申請手続き等の支援を行った。

(キ) 学外実習に関連する学修支援

実習開始前に、「臨床実習の手引き（マニュアル）」を用いて、実習の目的と意義、習得内容、提出課題、注意事項等を徹底して把握させる。また、実習施設の指導者と「臨床実習指導者会議」を開催し、指導者に各実習のねらいを理解してもらっている。過去、指導者を招いての臨床実習指導者会議を開催し、指導者と学生が面談を実施する機会を設けていたが、新型コロナウイルスの影響によりWeb会議システムを活用した会議を開催した。臨床実習中の宿舎との契約手続きなどは職員が支援を行った。

イ 看護学部

学生への学修支援は、教務委員会及び学生委員会が中心となり、主として教育課程内外の教育を担う教員と学修に必要な手続き等を担う職員が協働して行っている。看護学部は、「地域で学び、地域を学ぶ」を学びの特長としており、人々の健康生活をサポートするチームの中心となって働く「ゆるやかで、おおらかな看護師・保健師」を育てることを目指している。これらを実現するために、看護学部では次のような学修支援を行った。

(ア) 学生オリエンテーションの実施

令和4年度の前・後期開始時の学生オリエンテーションは対面で実施した。

新入生に対しては、大学案内や学生便覧、シラバスを用いて、看護学部の学びの特長やカリキュラム、履修方法の説明を行い、入学した学生が戸惑うことなく履修を始められるよう支援に努めた。また、在学生に対しては、学修に関する理解が深まるように、学生便覧、シラバス、学部独自の資料を活用して、4年間のカリキュラムと保健師教育の選択課程、専門職連携教育などの説明を行った。

(イ) 初年次教育におけるスタディ・スキルの涵養

初年次の導入科目「大学基礎セミナー」においては、学修に必要な基礎的知識を教授し、それらを実際に活用していくように演習やグループワークを多く取り入れている。この初年次導入科目は、学生が演習やグループワークに取り組むことによって、学修活動と学生間の関係構築の導入となることを目指した。

(ウ) オフィスアワーの設定

全教員が週120分のオフィスアワーを設けて、学生に対応した。

各教員のオフィスアワーは学生用情報システム「Active Academy」を通じて学生に周知するとともに、学生オリエンテーションで一覧表を配付した。その際、学修をめぐる質問や相談がある学生は、所属する学部に限らず希望する教員のもとを訪れることができる旨を、全学年の学生に伝えた。実際には、学部の全教員がオフィスアワーに限定することなく、研究室在室時には訪れた学生に積極的に対応している。

(エ) アドバイザー制度の導入

少人数の学生グループに対して一人の教員がアドバイザーとなり、よりきめ細かい学修支援を行っている。アドバイザーの教員は「看護学部アドバイザーリー制度の手引き」に従って、履修登録の相談や学修方法などに関する助言や指導、履修状況・出席状況の確認などを行った。

学生が履修に関する質問のために事務局を訪れた際は、事務局の業務として回答可能な場合は事務局職員が対応し、それ以外の場合は学生の了解を得て、アドバイザー教員もしくは学生部長に連絡するなど連携して対応した。各学期末には、成績不振の学生と面談して学修支援を行った。また、科目責任者や事務局と情報共有しながら、欠席が続いている学生との面談を行い学修継続につなげた。

アドバイザーリー制度の運用については、年3回の定例会議（7・1・2月）を開催して、運用の見直しや学生情報の共有を図るなどして、学生の学修支援に資する制度となるように努めた。なお、学生情報の共有を図る際には、個人のプライバシー保護に十分配慮している。

(オ) 学生相談窓口の活用

本学には学生相談窓口が設置されており、大学生活を送るうえで生じた困ったことや悩みごとの相談、学業、健康、進路、人付き合いのこと、各種のハラスメントなど、学生のさまざまな相談に応じている。また、アドバイザーの教員が学生と面談する過程で、学生がカウンセリングを受けることを希望した場合は、学生部長を通じてカウンセラー（外部委託、公認心理師）にカウンセリングを依頼している。

(カ) 図書館の利用・文献検索の方法のガイダンス実施

学修には必須となる図書館の利用方法・文献検索方法については、入学直後の新入生オリエンテーションで説明するだけでなく、導入科目「大学基礎セミナー」で司書が説明を行っている。そして、司書の説明のあと、学生が実際に文献検索や文献レビューを経験し、学修活動に活かしていくように努めた。

(キ) 学修支援・学修環境に対する意見の把握

アドバイザーリー制度やオフィスアワーを設けていることにより、学生はいつでも教員に学修に関する質問や相談をすることができる。また、随時学生の意見・要望をくみ上げることができるように相談受付箱と意見箱を設置している。学生からの意見・要望の回収、対応、回答方法などについては、「看護学部アドバイザーリー制度の手引き」に記載するとともに、学生オリエンテーションで学生への説明を行った。

意見箱に投函された意見・要望は関連部署に伝え、学生への回答、改善に向けた取り組みを依頼した。

ウ 大学院

大学院における学修支援は、適切な研究分野の選定と学生の研究遂行を指導する研究指導教員の配置を行っている。具体的には、入学試験受験前に指導を希望する教員との個別相談を経て、受験時に学生の研究分野の選択を行うことを原則としている。

個別相談では、以下に掲示しているとおり、学生が学びたい研究内容と指導を受けたい教員の専門分野との最適性や、その指導教員の研究指導方針及び方法などを学生に説明し確認を行い、入学後のミスマッチを防いでいる。

〈個別相談内容〉

- ・大学院で学びたい研究内容やテーマとその研究指導教員の専門分野の最適性
- ・研究指導教員の研究指導方針及び方法
- ・研究指導教員の授業時間帯や必要となる出席時間数の目安
- ・履修の全体的なイメージ
- ・在職者であれば、勤務と受講の両立の可否、経済的事情、家族の理解
- ・将来の教職希望の有無
- ・その他本大学院に関わる事項

この個別面談時に聴取した学生の研究の方向性と受験の際の面接試験内容を充分考慮し、各教員の研究分野との最適性も鑑みて、常に適切な研究指導教員をそれぞれ配置するように取り組んでいる。研究指導教員は、研究課題の選定及び研究計画書の作成から修士論文作成までの全ての課程に対して指導責任を持ち、履修指導及び研究指導をする。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

ア 保健科学部

本学部では TA 制度の導入には至っていないが、専門科目における演習や実技をする科目では、科目担当者以外の専任教員を配置し、少人数によるグループ単位での授業展開を行っており、個々の学生に対して目の行き届いた細かな指導を行っている。

また、障害を有する学生への配慮として、校舎の入口扉全てが車いすに対応、全ての階段に手すりを設置、また、エレベーターの設置、車いす対応のトイレの設置など施設環境における身体障害者等に対する安全性と利便性への配慮や学生のメンタルヘルスに対しても担任による個別面談などを通して、必要に応じて各教員との連携をとりながら本人の意向に配慮した学修支援を心がけている。

イ 看護学部

専門分野における演習やグループワークでは、学生に対するきめ細かな指導が必要となる。令和 4 年度に看護学部は完成年度を迎えたが、TA 制度の導入には至っていない。しかし、臨床での看護実践と教育経験を有する非常勤講師が、常勤の教員とともに演習補助を行っている。また、学生に対する臨地実習指導を充実させるために「看護学部臨床教員の任用に関する細則」を定め、臨床教員を任用した。

看護学部開設以降、障害を有するために学修支援が必要な学生は在学していないが、今後こうした事例が生じた場合は、アドバイザーや教務委員長、専門科目の科目責任者が、障害を有するために支援を必要とする学生と面談して、本人の状況を把握するとともに、障害を補う手段・器具の導入を検討して行く予定である。

心身の不調により欠席が続き、必要な単位が取得できなかった学生に対しては、学部長ならびに学生委員長が面談を行い、本人の意向を確認して就学の継続等について話し合った。また、休学者、中途退学者に対しては、アドバイザーの教員と学生委員長が状況の把握を行い学修の相談に応じるとともに、学部長が個別面談を行った。

ウ 大学院

大学院は開設から間もないため、TA制度導入には至っていない。

学修支援については、研究指導教員と学生が2年間の授業科目と履修計画を隨時相談しながら決めている。対面授業を基本とし外部講師によるZoomを活用したオンライン講義も行った。

また、大学院での学修を希望する社会人学生の学修機会拡充の観点から、在職しながら学位が取得できるように、修業年限を超えて履修できる長期履修制度を採用している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

ア 保健科学部

令和元年度の入学生から新カリキュラムに変わったこともあり、学生の実態に見合った学修支援の体制整備に努めている。保健科学部は両専攻とともに臨床実習が必須のため学生が学内に不在のことが多く、学生から担任に直接連絡できる体制をとっている。また担任に連絡がつかない場合は他の教員が対応する体制になっている。

学生からの相談は、学修に関する事情と併せて対人関係や精神的な側面にも関わっていることが多い。担任が学生相談室とも連携をとりながら、学修支援を進める体制を強化する。

退学・休学・留年に係わる課題については、これらの学生の背景には成績不振のほか、進路の迷い、精神的問題や経済的問題が内在していることが多いことを踏まえながら、担任を中心に実態にあった対策を講じる。今後は退学・休学・留年のより詳細な原因分析を行うとともに、成績不振者に対しては早期に専攻教員で情報を共有し、教員全体体制で学修支援する。

イ 看護学部

学修支援体制の整備と学修支援の充実に向けて、以下のことに取り組む。

- (ア) 学部完成年度に向け、開設1年目に整えた学修支援体制の整備。
- (イ) 学修支援内容の充実。
- (ウ) 学修支援に資するさまざまな窓口の利用方法の周知。
- (エ) 学修支援に関する教員・職員の連携強化と共通理解。

ウ 大学院

大学院では、研究指導教員が中心となり、研究課題の決定、計画の立案及び指導、研究の遂行、修士論文の作成を支援する体制を構築しているが、今後更に、改善・向上方策の検討を行うこととしている。

なお、TA制度については、今後の大学院生の在籍状況や意向を踏まえながら、制度を検討する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

ア 保健科学部

本学保健科学部は、理学療法士、作業療法士を養成する専攻で構成されている。学生は、卒業時にこれらの国家試験の受験資格を取得することができる。

本学では、1年次より、実際の臨床場面を見学したり、そこで働く理学療法士及び作業療法士から臨床での話を聞くなどの見学実習や基礎セミナーに始まり、4年間を通してリハビリテーション専門職になるための目標指向的な学修を行っている。4年次には国家試験模試などの国家試験対策を行っている。

また、3年次より、進路・就職支援を下記の通り行っている。

<進路支援>

就職支援

(ア) 進路希望調査

3年次の2月と4年次の6月に行っている。

(イ) 進路ガイダンスと小論文・面接指導

就職活動の心構え、受験先・求職先への手続き、求人票の見方、アポイントメント（訪問や面接の予約）のとり方、履歴書の書き方、履歴書記入・面接・小論文などの指導を3年次の2月に行っている。

(ウ) 求人票

県内外の施設等から求人票を取り寄せ、就職相談室で公開している。求人情報は学生用情報システム「Active Academy」にも掲示し、Personal Pageを通じて学生に情報を伝えている。

(エ) 求職・受験

提出された求職申込書に基づき個別相談の上、意思確認し受験先を決定している。受験先が決定したら願書の請求と作成など必要書類の準備を支援している。受験は原則として1ヶ所ずつ（国立・県立病院機構は別）とし、内定に至らなかつた場合、次の受験先を検討している。

(オ) 受験後の支援

就職内定先への書類提出や対応（内定先への挨拶、内定辞退、内定取り消し等）についての支援、国家試験不合格の場合、就職先が決まらない場合などの支援を行っている。

イ 看護学部

看護学部では、学生が専門職業人である前に成熟した社会人となれるよう、教育課程内外において教員と職員が連携して、学生のキャリア形成を支援している。

(ア) 看護学部におけるキャリア教育の目的と取組みの明確化

令和4年度の新任教職員を対象に、看護学部キャリア支援についてオリエンテーションを行い、看護学部におけるキャリア支援計画並びに各学年のキャリア支援目標について、教職員間の共通理解を図った。

令和4年度は、金融リテラシー講座（1年次、5月・6月）、キャリア支援講座「インターンシップ・病院説明会について」（2年次、7月）、コミュニケーション能力up講座（2年次、8月）、キャリア支援講座「就活予測と県内看護職採用状況／国試問題の学習方法」（3年次、6月）、キャリア支援講座「就職内定までの流れ／履歴書作成のポイント、面接試験の心得」（3年次、9月）、キャリア支援講演会「卒業生からのアドバイス：国家試験の準備、就職活動」（3年次、3月）、キャリア支援講演会「先輩看護師からの体験レクチャー：国試準備、新人看護師の看護実践」（4年次、7月）を実施した。

学生からの就職・進学に関する相談については、アドバイザーの教員を中心に対応している。

(イ) キャリア支援室の開設

令和3年度3月末にキャリア支援室を開設し、令和4年度から本格的に運用を始めた。キャリア支援室には病院・施設紹介、職員採用・病院奨学金制度の情報、進学に関する情報等を配架し、それらを学生が自由に閲覧できるようにしている。

また、県内外の病院・施設から来訪される看護部・人事部の担当者に、学生委員会と学務部が対応した。病院・施設から届く病院説明会や職員採用に関する案内は、いつでもキャリア支援室で閲覧できるようにするとともに、学生用情報システム「Active Academy」のWebフォルダに情報を掲載して学生に周知した。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

ア 保健科学部

卒後のキャリア支援として、研修委員会が同窓会と連携しリカレント教育に取り組んでいる。年に4回の研修会を行っており、実績を積み上げつつある。しかしいずれも長野市における研修会であるため、支援機会を生かせていない反省もある。そこで広く長野県全域に勤務する同窓会員にとってもより研修の機会を身近なものとするよう、同窓会の支部組織の強化と、支部におけるリカレント教育に取り組んで行く。

イ 看護学部

学生のキャリア形成を支援するために、次年度以降も教職員が連携しながら課題に取り組んでいく。まず、学生の卒業後をも視野に入れたキャリア支援目標を定め、1年次から4年次までの実施計画を整備する。また、国家試験支援と就職支援は、今年度看護学部にとって初めての経験であり、試行錯誤しながらの取組みとなった。次年度以降は、今年度実施した支援プログラムを評価し、学生の実態とニーズに合わせて取組みを強化していく。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①学生生活の安定のための支援

ア 修学支援

経済的支援：奨学金制度（国、大学独自の奨学金、企業等からの奨学金等）、授業料減免の状況【表2-6】～【表2-11】

(ア) 本学独自の奨学制度

a 特別奨学制度

大学の目標実現に向け、「授業の正課」と「課外活動」の両面で優れた成果を修め、医療人として高い資質を有した人材の育成を図ることを目的とし、S・A・Bの3種類の特別奨学生制度を制定している。

【表2-4】

名称	内容	人数
特別奨学生 S	4年間の授業料（360万円）免除	1人
特別奨学生 A	1年次授業料の1/3（30万円）免除	3人
特別奨学生 B	前期授業料の1/3（15万円）免除	2・3年生より各学年1人

b 学生生活支援奨学制度

家庭その他の事情により学費の援助が必要であり、更に学業成績、人間性ともに優れた者に対し、学業を奨励するとともに修学を支援することを目的とする。

【表2-5】

名称	内容	人数
入学金免除	入学金（20万円）免除	3人
遠隔地奨学生	1年次授業料のうち10万円免除	3人

(イ) 高等教育の修学支援制度

令和2年4月より、国の定める「大学等修学支援法」という法律に基づき、主に低所得者世帯を対象に入学金や授業料が減額または免除される制度が開始された。

本学は制度の対象機関となっているため、支援対象の学生に対し、国への申請及び学生への支援を行った。

(ウ) 日本学生支援機構奨学生金

日本学生支援機構の国内奨学生には、「給付型」と「貸与型」があり、「貸与型」には第一種奨学生(無利子貸与)と第二種奨学生(有利子貸与)がある。奨学生申込みは大学入学前に高等学校等を通じて申し込みを行う「予約採用」の他に在学中に申し込む「在学採用」がある。「在学採用」奨学生の募集は原則として毎年春にあり申込みは大学を通じて行う。募集日程の通知は、掲示板及び学生用情報システム「Active Academy」への掲載にて行う。

(エ) その他の奨学生

地方公共団体等が設けている奨学生制度について、本学に募集の通知があるものについては、掲示板や学生用情報システム「Active Academy」への掲載にて知らせる。

【表 2-6】令和 4 (2022) 年度特別奨学生 B の授業料減免の状況

専攻	人数(人)	1人当たりの減免額 (円)
理学療法学	1	150,000
作業療法学	1	150,000
看護学科	2	150,000

【表 2-7】令和 4 (2022) 年度遠隔地奨学生的授業料減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1人当たりの減免額 (円)
理学療法学	2	100,000
作業療法学	1	100,000
看護学科	3	100,000

【表 2-8】令和 4 (2022) 年度高等教育の修学支援制度の状況

学科/専攻	人数(人)
理学療法学	15
作業療法学	15
看護学科	38

【表 2-9】令和 5 (2023) 年度入学会員免除の授業料等減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1人当たりの減免額 (円)
理学療法学	0	-
作業療法学	1	200,000
看護学科	0	-

【表 2-10】令和 5（2023）年度特別奨学生 S の授業料減免の状況

専攻	人数(人)	1人当たりの減免額(円)
理学療法学	0	-
作業療法学	0	-
看護学科	1	900,000

【表 2-11】令和 5（2023）年度特別奨学生 A の授業料減免の状況

専攻	人数(人)	1人当たりの減免額(円)
理学療法学	1	300,000
作業療法学	0	-
看護学科	0	-

【表 2-12】令和 4（2022）年度学生支援機構奨学生の利用状況

種別	給付	第一種	第二種	計
人数	68	191	177	436

※人数は併用を含む延べ人数

イ 学生の課外活動への支援

(ア) 学生会活動の支援

学生が主体となって運営している学生会が組織され、「学生会員の自主的精神に基づき、会員相互の親睦と学園生活の向上を図ることを目的」として活動している。学生会は本部委員会や各委員会により各種課外活動（主として学園祭、クラスマッチ、同好会活動）の企画・運営を行っている。学生会の活動に対しては、学生自治を尊重しつつ学生委員会が助言を行い、長野保健医療大学後援会よりイベント開催経費の支援を受けている。

(イ) 同好会活動

学生会同好会委員会により同好会活動が行われている。学生は興味や関心に合わせて自由に入会することができる。各同好会には専任教職員が顧問として就き、同好会活動に助言をしている。なお、同好会活動にかかる経費は長野保健医療大学後援会より支援を受けている。

令和 4 年度同好会一覧(10 団体)

- ・軟式野球 ・サッカーフットサル ・バスケットボール ・バドミントン ・英語
- ・バレーボール ・卓球 ・軽音楽 ・スポーツトレーナー ・フロイント

(ウ) ボランティア活動

外部から寄せられる様々なボランティアの依頼については、学務部が窓口となって受け付けている。依頼されたボランティアの趣旨・内容を学務部で精査し、学生が行うにふさわしいものは学生会ボランティア委員会へ協力を要請している。ボランティアの内容は医療機関のイベントや障害者スポーツ大会の補助が多くなっている。なかでも長野市において毎年4月に開催される「長野車椅子マラソン」には50人を超える学生がコース整理員ボランティアとして大会運営に協力している。また、毎年9月に長野市内で行われる「リレーフォーライフ・ジャパン信州長野」においても保健科学部・看護学部の学生及び教員が運営のサポート及びブース参加などに協力している。

令和4年度のボランティア活動は新型コロナウイルス感染症対策が徐々に緩和されてきたため、中止を余儀なくされていた様々なイベントが再開してきた。この流れを受けて、4月に開催された「長野車椅子マラソン」には32名の学生、9月に開催された「リレーフォーライフ・ジャパン信州長野」には20名の学生がボランティアとして参加した。今後も障害者スポーツ大会、実習先となっている病院のイベントなどに学生が積極的に参加していくことが期待される。

ウ 学生の心身に関する健康相談

心的支援、生活相談など

(ア) 健康管理：安全衛生に配慮し、健康的で安定した学生生活を送れるように配慮

a 保健室の設置

怪我や体調不良の応急処置に備えている。

b 健康診断

毎年4月に全学生を対象に健康診断を実施している。健康診断の結果、必要がある場合には健康管理センターから個別に連絡・指導を行っている。

c 本学は病院等での臨床実習を必修としているため、1年次に麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、HBs抗体(B型肝炎)、HCV抗体(C型肝炎)、以上6項目の感染症抗体検査を実施し、抗体価の低い学生にはワクチン接種等を指導している。

(イ) 学生相談窓口

学生相談窓口は、学業、健康、進路、人間関係、各種のハラスメント、担任や事務室とでは話しつにくいことなど学生生活を送るうえで生じた困ったことや悩みごとを相談できる窓口を設けている。

<相談の流れ>

相談場所は原則として学生相談室を使用し、初めに相談窓口担当者が話を聞く。相談内容と本人の要望に基づき、相談窓口担当者が公認心理師や専門の教職員の紹介、大学として必要な対策を行うなど、適切に対応する。必要に応じて相談や対応を継続する。

(ウ) 学生食堂の設置

看護学部看護学科開設にあわせて、学生、保護者から要望の多かった学生食堂を設置した。特に一人暮らしをしている学生にバランス良い食事を提供するため、メニューにも配慮している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の健康に関する支援は学生相談窓口となるクラス担任・アドバイザー・学務課・健康管理センターが個別的、組織的に学生の相談内容に応じて支援を行う。特に看護学部は令和4年度に完成年度を迎える、学生数が大学全体で700名近くとなるため、組織間の連携を密にし多様な学生の相談に対応していく。経済面での支援は国の高等教育修学支援制度による公的支援が充実されたため、入学前から大学説明会などの機会を利用し制度の周知を図っていく。在学中の支援は新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、現在の制度を活用しながらも、これらの申請状況を注視しながら更に制度の充実や改善を図る。

課外活動は、新型コロナウイルス感染症の影響で、ほとんどの活動が停止を余儀なくされているが、感染症対策も徐々に緩和されていく方向にあるので、状況を見ながら再開を図っていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、校地面積9,105.77m²（本館4,907.13m²、南館2,811.62m²、運動場1,387.02m²）そのうち校舎面積12,227.21m²（本館校舎面積6,806.10m²、南館校舎面積5,421.11m²）を有し、大学設置基準上の校地面積6,400m²、校舎面積8,462.2m²（大学設置基準第35条（運動場）、第37条（校地の面積）及び第37条の2（校舎の面積））を上回る十分な面積を有している。

図書館は、633.52m²の面積を有し、閲覧席は112席、AV・PC利用席30席の計142席と適正数は確保されている。令和4年度の年間利用者は、延べ2,390（貸出冊数）人であった。

体育施設は、大学キャンパス屋外に1,387.02m²の運動場を有している。情報サービスやIT関連の施設は、校舎南館全てと本館のコミュニティールーム、大講義室、201～205教室、第一作業療法室、301～304教室、学生ホールに無線LAN設備を設置して学生が常に情報サービスの提供を受けられる環境としている。情報関係の機器類は総務部によって適切に管理している。

S300 大教室、S201 教室、S202 教室、S203 教室、S204 教室、第一看護実習室、第二看護実習室、第三看護実習室、第一作業療法室、大講義室、201 教室、202 教室には、固定式プロジェクターとスクリーン等が完備しており、パソコンや DVD 等を用いた授業に対応できる設備を有し、有効に活用している。

講義室、学内実習室及び演習室の校具、備品並びに暖房・空調設備は総務部で管理されている。学内実習室について、保健科学部では 7 室（日常生活活動室、水治療法室、運動療法室、徒手・物理療法室、基礎医学実習室、義肢装具室、第二作業療法室）、看護学部では看護実習室 3 室（基礎・成人、小児・母性、高齢者・地域・在宅）とそれに伴う器材室 1 室及び教育用機器備品等を有することで学内実習・演習教育環境の充実が図られている。看護学部においては、令和元（2019）年度看護学科開設のために新校舎が建設され、講義室の他、学生食堂等を整備し、教育上必要な教育用機器備品等の設備を新規に整備した。

令和元（2019）年度から設置した看護学部では、学修環境が学生にとってどのようなものであったかについて、学生から意見を募り、良質な学修環境の整備を図っている。本学の教育目的を達成するために、実習室を含めた学修環境は充実している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

学内の実習施設は、前述した通り保健科学部及び看護学部別に実習室等を有し、有効活用されている。南館 1 階の図書館は、広さ、閲覧席数ともに適切な規模であり、設置学部に関連した保健・医療分野を中心に必要な資料の整備がなされている。現在（令和 4（2022）年 5 月 1 日）、蔵書は 17,010 冊、契約電子書籍 5,580 点、紙媒体雑誌（和・洋）27 誌、電子ジャーナル（洋雑誌）5 誌、契約データベースで利用できる電子ジャーナル種数（和・洋）約 2,950 タイトル、視聴覚資料 118 点と学術情報資料が確保されている。図書館の開館時間は、平日 8：30～19：30、夏季・春季長期休業期間は短縮開館で 8：30～17：00 となっているほか、令和 3 年度より土曜開館（9：00～17：00）を従来の月 1 回から大学院の授業日に合わせて長期休業期間を除き原則開館とし、さらに令和 4 年度には前期・後期試験、国家試験に対応して開館時間を朝夕それぞれ 30 分延長する措置を計 30 日間行い、学生の利便性に配慮している。また、医中誌 Web やメディカルオンラインなど 5 種のデータベースを揃え、授業内でのガイダンスや希望者対象ミニガイダンスの実施などを通じて、学生の学修・研究活動を支援している。このことから、図書館は時間を含めて十分に利用できる環境となっている。さらに、図書館と同じ南館 1 階に学生が少人数でグループ学習できるセミナー室 5 室、同様に本館に 2 室のほか、校舎各館に学生の自習スペースとして利用できるホールを有しており、学生が積極的に自学自習できる施設環境となっている。

また、災害への対応及び人命の安全等を図るため、本学では学修環境の維持及び職業人教育の一環として、毎年度 1 回、全学で避難訓練を実施し、安全な学修環境を維持するための啓発活動を行っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーについては、各校舎の入口ドア全てが車いす対応となっており、校舎内の全ての階段についても手すりが設置されている。また、エレベーター2機と車いす対応のトイレが8ヶ所設置されており、障害者等に対しての安全性と利便性に配慮している。令和4年度は、本館トイレ洗面所6ヶ所の温水式自動水栓化（令和3年度～令和4年度計画）を実施（1F職員男子1器 女子2器、3F男子2器 女子3器、4F男子2器女子4器）した。施設整備の安全性については、法令に則り、エレベーター、電気保安関係等の点検を定期的に専門業者に依頼し、設備の維持及び安全管理を行っている。施設の耐震性については、本館、南館校舎の全てが平成5(1993)年以降に建設されていることから、建築基準法の耐震基準に対応した施設として耐震性は確保されている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、理学療法学専攻入学定員40人、作業療法学専攻入学定員40人、看護学科入学定員80人を基準に、講義室については両学科合同で使用できる150～190人程度収容可能なS300大教室、50～105人程度収容できる第一作業療法室、大講義室、S201、S202教室5～80人収容の小講義室（普通教室、実習室含む。）を有しており、学生数や授業形式に合わせた適切な講義室管理を行っている。S300大教室、S201、S202、S203、S204、第一作業療法室、大講義室には、固定式プロジェクターとスクリーン等が完備され、授業環境として適切に整備されている。

保健科学部、看護学部における実技関連の演習科目は、演習内容の特性に合わせて2～4人グループの少人数指導を行うが、各実習室はこれに十分対応できる広さと設備を備えている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

保健科学部、看護学部ともに理学療法士、作業療法士、看護師及び保健師を養成するための施設・設備は十分に確保されている。

今年度は、学修環境について看護学部学生のみ意見を募集したが、今後全学生に定期的に意見募集を広げ、更に学生満足度調査を含めて実施をし、学修環境の整備を進めていきたい。

図書館の蔵書に関しては、本学は平成27（2015）年度に開学した新しい大学であることから改善の余地は残されているが、蔵書数は毎年平均1,000冊以上増加している。特に令和元年度には看護学部の開設に関連して、保健科学部、看護学部の各学部で共用可能な図書を含む約2,950冊増加するとともに、令和3年度の大学院の開設に併せ更に拡充している。さらに、令和5年度には本学の重点施策の一つに「図書館整備基本計画の策定」を据え、今後の図書館の蔵書や機能等の一層の充実を図っていく予定である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援、心身に関する健康相談・学生生活、学修環境などに関する学生の意見・要望の把握・分析、検討する体制として、オフィスアワー制度、担任・アドバイザー制度、常設の意見箱を設けているほか、学務部において学費、奨学金、各種証明書発行をはじめとした経済的問題や進路に関する相談に随時対応している。また、ハラスメントに関しては、防止規定を定め対応している。

ア オフィスアワー制度

各教員のオフィスアワーは週 120 分とし、その日時は「Active Academy」を利用して知らせている。

学生は直接質問したり説明を受けたりしたいと思う教員があれば、所属する学部・専攻に限らず、オフィスアワー時間に研究室を訪問し対話をすることができる。

イ 担任制度、アドバイザー制度

保健科学部では、各学科の学年ごと（クラスごと）に担任を設け、履修計画や学修内容、就職・進学、健康や日常的な心配事など、学業から学生生活に係る諸問題について相談にのり、助言や指導を行っている。

看護学部では少人数の学生グループに対して一人の教員がアドバイザーとなり、履修登録の相談や学修方法などへの助言や指導、就職・進学、各種奨学金制度への応募に関する相談、日常生活上の悩みや困りごとの相談など、学生に寄り添ったきめ細かい学修支援を行っている。

ウ 事務局(学務部・総務部)

大学生活を円滑に進めていくために必要となる事務的な事柄全般について、事務局窓口にて取り扱う。学費や奨学金、各種証明書の発行、学内施設の利用手続き、通学に係ることなどに加え、落し物や忘れ物の取り扱いなども行う。経済的な問題など教育や進路に係ること以外の相談も受け付けている。

エ ハラスメント防止策

ハラスメント防止に向けて、適切な知識と対応を周知するためにハラスメントに関して学生便覧に記載している。また、新入生オリエンテーションにおいて学生委員会と教務委員会が中心になって、ハラスメント防止に関する研修を実施している。

オ 学生の意見・要望の把握

常設の相談受付箱を用意して隨時、学生からの意見・要望をくみ上げている。それらの意見・要望への対応は学生委員会が担当し、教務委員会や事務局と緊密に連携を図り、対処している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生委員会が中心となって定期的に学生会の役員と意見交換の機会を持ち、学生からの要望を把握し、可能なところから要望への対応を各部署に求めている。今後も意見交換の機会を増やすなりして更なる要望の把握に努める。

また、保健科学部、看護学部ともに学外施設での実習が多く、心身ともに安定した状態で学生が臨地実習に専念できる環境を整える必要があることから、学年担任やアドバイザーとの連携を図りながら、健康管理上の支援やメンタルヘルスケアの体制を一層充実させる。

[基準2の自己評価]

保健科学部、看護学部が独自性を生かしたアドミッション・ポリシーを策定し、本学HP等に公開しており、進学希望者に周知が図られている。

・学生の受け入れ

入学者の受け入れは、AO、推薦、一般、大学入学共通テスト利用、社会人入学試験により行っており、毎年入学定員を満たす入学者を受け入れている。令和4年度（2022年）の退学者【表3-5】【表3-6】は学部生総数の1.7%に抑えられており（保健科学部10名、看護学部2名）、さらに国家試験合格率【表3-7】は全国平均を超えるか匹敵する結果を出しているため、適正な入学者の受け入れが行われていると評価している。

・学修支援

本学における学修支援は、入学期前教育から始まり、基礎セミナー、オフィスアワーの設定、カウンセラーの配置を行い、保健科学部ではクラス担任制、看護学部ではアドバイザー制により行われている。保健科学部では、学生が病院実習において不適応を訴え、実習の中止を余儀なくされる場合、担任教員が支援にあたるとともに、カウンセラーに紹介、あるいは受診を進めるなどの対応をしており、このために学修継続が困難となった例は少ない。これらに加え、国家試験の合格率、卒業生に対する就職先からの評価などから総合的に判断して、学修支援は良好な状態で行われていると評価する。

本学では、TA制度を導入していないため、保健科学部では科目担当者以外の専任あるいは非常勤教員が授業を補佐し、学修支援を行っており、学生と教員との距離が密で手厚い支援が行われていると評価している。

・キャリア支援

1年次より行う見学実習、3・4年次の臨床実習に加え、4年次には国家試験模擬試験を行うとともに、進路希望調査、進路ガイダンス、求人情報公開、求職・受験指導など

を行って、毎年、国家試験を合格した卒業生のほぼ全員が就職している。令和4(2022)年度卒業生の就職率は100%であった。

同窓会と共同して卒後研修プログラムの提供を行っているほか、長野県の理学療法士会、作業療法士会の活動に協力して生涯教育を行っている。

このような活動からして、キャリア支援活動は充実していると評価している。生涯教育は今後一層の発展が必要と考えている。

看護学部は、初めて卒業生を輩出したばかりなので、キャリア支援プログラムの実施時期に達していないが、教職員が連携して、取り組みを始めている。

・学生サービス

日本学生支援機構奨学金、本学独自の奨学金【表2-4】のほか公・私的奨学金、入学金あるいは授業料免除の募集を掲示板、学生用情報システムに掲載し、学生の経済的支援を行っている。新型コロナウイルス感染症流行に際しては、国からの各種助成制度を紹介し、財政援助の支援を行っている。幸い、学費納入が困難なため退学を余儀なくされた学生は出でていない。

学生生活の安定は概ね保たれていると評価する。

・学生の課外活動支援

学生は医療専門職の国家試験を控え、課外活動は必ずしも活発とは言えない。令和元年秋の大規模水害に際しては、ボランティアサークルの災害復興への参加を教職員が支援したほか、見舞金を募集して県に届けるなどの課外活動支援を行った。十分とは言えないが、災害救助などのボランティア活動への協力の重要性に芽生えたものと感じられる。今後、地域貢献活動も含め、学生の課外活動の活発化に向け一層支援していく必要がある。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談など心身の健康管理には、保健室の設置、健康相談の実施、学生相談窓口の設置、学生食堂の設置などにより対応している。これまで、重大な事例の報告はなく、概ね良好な状況であると評価している。

校地面積、校舎は大学設置基準を上回っている。学修環境は新型コロナウイルス感染症流行への授業体制整備に際して、WiFi環境の整備が十分でないことが問題となり、全館のネット環境の整備を進めた。こうした緊急事態へ適時適切に対応できる体制を整える必要がある。

実習施設は大学設置基準を満たしている。また、図書館は面積、座席数、蔵書は基準を満たしている。蔵書は、目下整備途上であり、看護学部及び大学院完成時には計画した蔵書数を達成できた。

ハード面のバリアフリー化は進んでいる。ソフト面の整備はこれからである。今後、多様な支援ニーズをもつ学生の受け入れにも対応が求められることから、ソフト面を含め、即応できる体制を整備する必要がある。

1学年の学生数は入学定数の1.15倍以下であり、教室の面積に適した数に管理されている。

学生委員会を設置し、オフィスアワー制度、担任・アドバイザーリスト制度により、学生からの相談、学修支援、助言、指導に教職員が当たっている。事務職員は、学生事務一般のほか、落とし物、忘れ物の取り扱いなども行っている。

また、相談受付箱を常設し意見、要望をくみ上げ、学生委員会が教務委員会、事務局と協力して解決を図っている。

心身の健康問題については、保健室が窓口となり対応し、必要時には学校医や地域医療機関、公認心理師につなぐ体制をとっている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的を反映した3つの方針であるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーは学生便覧及び本学HPにおいて周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等の策定と周知

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、大学学則第4章—第6章、大学院学則第3章—第7章に基づき、適切に行われている。成績評価及び単位認定方法については、学生便覧内のシラバスに明示し、学生に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では、明確に定めたディプロマ・ポリシーを踏まえて、以下に示した成績評価及び単位認定基準を厳正に適用している。

成績評価、単位認定の在り方・基準

本学の教育課程は、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これらを各年次に配当・編成し、教育内容、授業科目の種類及び単位数は学則に記載（卒業に必要な授業科目の履修と単位数）のとおりである。

(単位の計算方法)

各授業科目的単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- ・講義及び演習については、15時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- ・実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- ・卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- ・大学院は、講義及び演習について、15時間から30時間をもって1単位とする。

(卒業に必要な授業科目の履修と単位数)

リハビリテーション学科の各専攻及び看護学科の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりである。

【表3-1】平成30（2018）年度以前の入学生

区分		教養科目	専門基礎科目	専門科目	合計
理学療法学 専攻	必修科目	18単位	34単位	—	52単位
	選択科目	8単位以上	6単位	64単位	78単位以上
	合計	26単位以上	40単位	64単位	130単位以上
作業療法学 専攻	必修科目	18単位	34単位	—	52単位
	選択科目	8単位以上	4単位以上	75単位	87単位以上
	合計	26単位以上	38単位以上	75単位	139単位以上

【表3-2】令和元（2019）年度以降の入学生

区分		教養科目	専門基礎科目	専門科目	合計
理学療法学 専攻	必修科目	19単位	29単位	—	48単位
	選択科目	7単位以上	7単位以上	72単位以上	86単位以上
	合計	26単位以上	36単位以上	72単位以上	134単位以上
作業療法学 専攻	必修科目	19単位	29単位	—	48単位
	選択科目	7単位以上	8単位以上	75単位	90単位以上
	合計	26単位以上	37単位以上	75単位	138単位以上

【表 3-3】看護学科の卒業に必要な授業科目の単位数は次の表のとおり。

区分		教養科目	専門基礎科目	専門科目	合計
看護学科	必修科目	15 単位	21 単位	76 単位	112 単位
	選択科目	8 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	12 単位以上
	合計	23 単位以上	23 単位以上	78 単位以上	124 単位以上

【表 3-4】大学院保健学専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおり。

区分		共通科目	専門科目	特別研究	合計
大学院 保健学専攻	必修科目	10 単位	2 単位	10 単位	22 単位
	選択科目	2 単位以上	6 単位	—	8 単位以上
	合計	12 単位以上	8 単位以上	10 単位	30 単位以上

(学修の評価及び単位の授与)

学部では、授業科目を履修した学生に対しては、GPA 制度を導入し、学修の成果を S (90 点以上)、A (80 点以上 90 点未満)、B (70 点以上 80 点未満)、C (60 点以上 70 点未満)、D (60 点未満) の 5 段階で評価し、S、A、B、C を合格とする。

成績評価の厳格化のため、成績評価基準に GPA (Grade Point Average) 制度を導入している。

また、両学部ともに年間の履修科目登録の上限を設けている。

あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。

大学院では、成績の評価は、秀 (90 点以上)・優 (80 点以上 90 点未満)・良 (70 点以上 80 点未満)・可 (60 点以上 70 点未満)・不可 (60 点未満) の 5 種とし、秀・優・良・可を合格とする。また、学位論文及び最終試験の評価は、合格・不合格とする。

ア 他大学及び高等専門学校との単位互換の方針と状況

学則 16 条、17 条、18 条により規定している。令和 4 年度には 2 名の申請者があった。

イ 他大学大学院との単位互換の方針と状況

大学院学則 19 条、20 条に規定している。令和 4 年度には 1 名の申請者があった。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

両学部ともに前期末及び後期末に成績会議を開催している。

学生は低学年時の学修が基盤となること、年次進行により学修の専門性が高まることを強く意識したうえで真剣に学修に取り組んでいる。一方で、成績不振による科目単位の未修得のため、留年又は休学となる学生も少數いる。成績会議では留年、休学の恐れがある学生の情報を共有し、当該学生に対しては担任（保健科学部）又はアドバイザー（看護学部）が履修指導を行い、学業を継続できるように支援を強化する。

現在、教務委員会、事務局学務部、担任（アドバイザー）、科目責任者、看護学部では学部長、学科長、学生部長が関わり学生の単位修得状況を含めた学修状況について共有し、きめ細かな学修支援を進めている。具体的には学科、専攻会議における学修状況の確認、専攻長、学科長、担任、科目責任者、学生部長（看護学部）による成績不振者への面接と指導などである。今後も適時適切な指導を継続していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的は、学則第1条の趣旨に定めるとおり「人を慈しむ豊かな人間性と医療に関する高い知識や技能を備える「仁心妙術」の研鑽に励み、本学で得た知識や技能を、すべからく人類愛に基づき世界（四海）に広める気概を持って社会に貢献する「徳風四海に洽（あまねく）」を礎とした教育理念に基づき、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、わが国の社会福祉の充実発展に寄与する」としている。

ア 保健科学部

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学リハビリテーション学科では、理学療法学専攻・作業療法学専攻とともに「教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3つの領域から構成している。

教養科目では、社会人としての教養と責任感、コミュニケーション能力、問題解決能力、能動的学修姿勢を身につけ専門領域への関心と意欲を高めるための広範な科目を学修する。

専門基礎科目では、専門領域の理論及び技術の根幹をなし、医療人としての倫理観、社会的責任を培うための科目を学修する。

専門科目では、それぞれの専門領域における理論と実践的技術を学修し活用できるようにするため、講義・実習・演習科目を置いている。

イ 看護学部

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学看護学科では、「教養科目基礎分野」、「専門基礎科目専門基礎分野」、「専門科目専門分野」の3分野の領域から構成している。

教養科目基礎分野では、導入科目としての「大学基礎セミナー」「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「体育学」、「外国語」で構成され、専門科目専門分野へ繋げるための基本的な知識から応用まで多方面の科目的学修である。

専門基礎科目専門基礎分野では、看護学の専門科目により結び付けるために、「人間と環境」、「環境と健康」と区分される科目を学修する。例えば、「人間と環境」では医療者としての「生命倫理」、誕生から死までの「人間発達学」、また、ヒトの身体とはどのようなものかを深めるために、「形態機能学」、「病態・疾患治療論」などを学修する。

「環境と健康」では、「疫学」、「保健統計学」等の科目を通し、現代社会における人々の健康情勢を把握し、学修する。

専門科目専門分野では看護専門領域の理論及び技術を段階的に習得できるようにするために、実学・実践として臨地実習・演習科目を置いている。例えば、「看護学概論」から「基礎看護技術論」、更には「成人看護学」、「老年看護学」、「母性看護学」などである。

また、昨今の情勢に鑑み「国際看護学」、「災害看護学」等を学修する。

ウ 大学院

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本研究科におけるカリキュラムポリシーは、教育課程を高度な専門職医療人の基盤となる科目を配置する「共通科目」、看護・リハビリテーション領域として医学、看護学、理学療法学、作業療法学を統合した学際的な保健学の知識を学修し、専門分化した内容をさらに探求するための「専門科目」、共通科目と専門科目で培った能力により科学的かつ包括的に分析し修士論文の作成として集大成を図る「特別研究科目」の科目区分としている。

学修評価については、期末試験、レポート、課題のプレゼンテーションやディスカッションの内容等を個別に評価し、個別の評価結果を重みづけして総合評価する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ア 保健科学部

保健科学部のディプロマ・ポリシーは以下に示すとおりである。

- (ア) 「四徳」の体得と「仁心」の醸成
- (イ) 妙術の基盤となる専門知識及び技能の習得
- (ウ) 成長し続ける意志と力

本学部では、ディプロマ・ポリシーに基づき、各学年のカリキュラム・ポリシーを策定している。

保健科学部ディプロマ・ポリシーの(ア)に対応するカリキュラム・ポリシーは1年次の「建学の精神・社会人としてのマナーとスキル・スタディスキル・幅広い教養・基礎医学の学修」である。ディプロマ・ポリシー(イ)に対応するカリキュラムポリシーは2年次の「医療人としての心構え（知識）・臨床医学・リハビリテーション実践の基礎的

知識と技術」、3年次の「医療人としての心構え（実践）・リハビリテーション実践の知識と技術・疑問に対する探究心・ロジカルシンキングとディベート」、4年次の「医療チームの一員としての役割の自覚と責任・知識の統合と科学的思考・高い倫理観を伴うリハビリテーション実践の知識と技術・職業アイデンティティとキャリアデザイン」である。ディプロマ・ポリシー(ウ)に対応するカリキュラムポリシーは4年次のカリキュラム・ポリシーである。

イ 看護学部

看護学部のカリキュラム・ポリシーは、看護学部ディプロマ・ポリシーの達成に向け、ディプロマ・ポリシーの構成要素である「論理的思考力、判断力、的確な表現能力」、「生命への畏敬の念、人権尊重、多様な価値観や個性を尊重する態度」、「多職種と連携・協働できる能力」、「地域を知り、専門知識・技術を基盤とした看護実践力」、「継続的に看護学を探求する力」に沿って、それぞれに対応したカリキュラム・ポリシーを体系的に配置した。カリキュラムにおける科目は、教養科目基礎分野、専門基礎科目専門基礎分野、専門科目専門分野の3分野で編成し、知識や理論、実践を関連付けながら学べるように配置した。

ウ 大学院

大学院のディプロマ・ポリシーは以下に示すとおりである。

- (ア) 高い倫理観をもって保健医療福祉分野に関する専門職として取り組む能力
- (イ) 科学的な根拠に基づき専門技能を発揮できる能力
- (ウ) 高度専門職業人に必要な広範な知識を持ち、他の専門職と議論を通じて考えを共有できる能力
- (エ) 研究・教育活動により後進を育成する能力
- (オ) 地域の医療・行政・保健福祉組織のマネジメントに参画・参加できる能力

大学院の教育目的及び目標を踏まえて定めた履修プロセスにおいてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連性を明確にし、学生のカリキュラムに対する理解を図るとともに、主体的な学修を促すように配置した。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

ア 保健科学部

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係を明確にするために、教育体系図を作成し、学生便覧（保健科学部）に記載し、また本学HPで公表している。

カリキュラムポリシーでは、教養科目の位置付けと、専門基礎科目群と理学療法士、作業療法士としての専門科目群の位置付けをわかりやすく配置した。

各科目の詳細については、講義概要（シラバス）を作成している。

以下に教育課程の設定目的を挙げる。

(ア) 教養科目

「教養科目」は、専攻の枠を超えて共通に求められる「仁心」を備えたグローバル社会に生きる技能が優れた専門職業人を育成するために、導入科目、人文科学、社会科学、自然科学、体育学、外国語の科目群を配置した。

(イ) 専門基礎科目

「専門基礎科目」は、「専門科目」へと繋がる基礎となる重要な科目群であり、「基礎医学」、「臨床医学」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の3つの科目群で構成している「基礎医学」は1年次から、「臨床医学」は2年次から履修を開始する。学部の構成を1学科、2専攻としたため、両専攻に共通な科目を必修とし、いずれか一方の専攻に係るものは選択とした。

(ウ) 専門科目

[理学療法学専攻]

専門科目は、教育内容として「基礎理学療法」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「理学療法倫理・管理」、「理学療法臨床実習」及び「IPE関連科目」を配置した。基礎から応用へと段階的に学修を展開させるため、理学療法に関する標準的な理論をはじめとして、臨床及び地域社会で必要とされる理学療法に関する実践的な手法の習得達成を目指す。更に演習、臨床実習を経験させることにより、具体性を伴った理解の深化と専門技能習得の達成を促す。また、卒業後も自己研鑽の一環として学術的活動を継続する素地を形成する目的とし「卒業研究」を「基礎理学療法学」に含めて実施する。「IPE関連科目」は1年次から4年次まで継続的に科目を配置している。多職種との連携チームの中核となれるよう、講義(理論)、演習(グループ討議)を段階的に行う。具体的には看護学部と合同で「ヒューマンケア論」、「IPW論」、「IPW演習Ⅰ」、「IPW演習Ⅱ」を1~4年次に配置し、3・4年次は演習としている。

[作業療法学専攻]

専門科目は、教育内容として「基礎作業療法学」、「作業療法評価学」、「作業療法治療学」、「地域作業療法学」、「作業療法倫理・管理」、「作業療法臨床実習」及び「IPE関連科目」を配置した。基礎から応用へと段階的に学修を展開させるため、作業療法に関する標準的な理論をはじめとして、臨床及び地域社会で必要とされる作業療法に関する実践的な手法の習得達成を目指す。更に演習、臨床実習を経験させることにより、具体性を伴った理解の深化と専門技能習得の達成を促す。また、卒業後も自己研鑽の一環として学術的活動を継続する素地を形成する目的とし「卒業研究」を「基礎作業療法学」に含めて実施する。「IPE関連科目」は1年次から4年次まで継続的に科目を配置している。多職種との連携チームの中核となれるよう、講義(理論)、演習(グループ討議)を段階的に行う。具体的には看護学部と合同で「ヒューマンケア論」、「IPW論」、「IPW演習Ⅰ」、「IPW演習Ⅱ」を1~4年次に配置し、3・4年次は演習としている。

イ 看護学部

- (ア) 社会の諸課題についての基礎的知識を学修するために、教養科目基礎分野に「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「体育学」を、専門基礎科目専門基礎分野に「人間と環境」、「環境と健康」を配置した。
- (イ) 論理的な思考、判断、的確な表現能力を育てるために、教養科目基礎分野に「大学基礎セミナー」、「アカデミック・リテラシー」、「外国語科目」を配置した。2022年度入学生からの新カリキュラムとして、新たに「大学基礎セミナー」を3つの講義形式にわけ、「大学基礎セミナーⅠ」は建学の精神から大学で学ぶ意義、社会人として必要な基礎知識等の修得を目標とした。「大学基礎セミナーⅡ」は必須である「読む」、「書く」、「話す」の基礎知識とスキルを修得する。「大学基礎セミナーⅢ」は情報社会を生きるための基礎知識、データ処理等を修得するために配置した。
- (ウ) 生命への畏敬の念を育て、人権尊重の態度を身につけるために、教養科目に「日本国憲法・法学」、基礎科目に「生命倫理」を、多様性や個性を尊重する態度を育てるために、教養科目に「異文化理解」、「保健ボランティア」を、専門科目(IPE 関連科目)に「ヒューマンケア論」、「ヒューマンケア体験実習」を配置した。
- (エ) 多様な場における専門職連携チームの一員となる力を育てるために、専門科目(IPE 関連科目)として保健科学部との合同による「ヒューマンケア論」、「ヒューマンケア体験実習」、「IPW 論」、「IPW 演習Ⅰ」、「IPW 演習Ⅱ」を1~4年次に配置し、3・4年次は演習とした。
- (オ) 人間・健康・社会の関係を体系的に理解するために、教養科目に「人間関係論」、「文化人類学」、「異文化理解」、専門基礎科目に「健康社会学」、「保健医療福祉行政論」を配置した。また、地域を知るために「信州学」、「保健ボランティア」を配置した。2022年度から開始された新カリキュラムでは、新たに日常生活の中で人と自然の関わりを深めるために「ヒトと自然の共生」といった科目を設けた。また、高齢化に伴い、これからを担う世代として必要な知識の獲得とし「加齢の科学」と銘打った最新の情報を得ることのできる教科を配置した。
- (カ) 専門知識・技術を基盤とした看護実践能力の学修のために、看護基礎教育モデル・コア・カリキュラムを参照し、1~4年次の科目を「専門基礎分野」、「専門分野」、「領域別臨地実習」で構成し、看護専門科目においては、「概論」から「方法論」へ、「方法論」から「実習」へと各領域の学修を段階的に積み上げる配置とした。

ウ 大学院

大学院においては、ディプロマ・ポリシーを達成するように、カリキュラム・ポリシーが定められ、それに基づいた教育課程を体系的に配置している。

共通科目として、1年前期に多職種との連携能力及び自己の専門性を高めるため「多職種連携論」と、保健医療分野の教員としての基礎知識を高める「保健医療教育論」、その実践である「保健医療教育実践論」を配置した。

その他幅広い知識・技術の修得基盤となる科目を配置している。また専門科目の分野ごとの編成の特徴は、以下のとおりとした。

(ア) ケア提供システム分野

主として医療機関における看護師、理学療法士、作業療法士の部門にあってチームマネジメントを行う人材を教育し、ひいてはそれぞれの職場にあって管理職に就く人材を養成する。

(イ) 人間発達ケア分野

看護師、理学療法士、作業療法士それぞれの持つ専門性を高めることにより高度専門職業人として人間発達の様々なステージにおける健康問題について実践活動を行うとともに、多職種協働を推進できる人材を養成する。さらにそれぞれの専門性の深化、多職種協働チームに関連した研究を自ら行う人材であることも養成の要点とする。

(ウ) 健康コミュニティ分野

健康活動を主として、地域における公衆衛生上の課題に多職種協働チームを編成して取り組み、チームの中心的役割を担い業務を推進する人材であるとともに、専門性進化のための研究及び行政職務に通暁した人材を養成する。

3-2-④ 教養教育の実施

ア 保健科学部

上記 3-2-③における教養科目の目的に沿って、1～3 年次までに導入教育科目（5 科目）、人文科学（5 科目）、社会科学（4 科目）、自然科学（4 科目）、体育学（2 科目）、外国語（9 科目）の 29 科目群（46 単位）を配置している。

学生が自らの意思に基づいて、教養を計画的かつ幅広く学べるように 29 科目中 14 科目（25 単位）は選択科目としている。

イ 看護学部

教養教育の実施については、幅広い教養と高い倫理観の修得を目的として、論理的な思考や判断、適確な表現力の育成、社会の諸課題についての基礎的知識の学修、人を慈しむ心の滋養、人のこころや行動の理解を目指している。本学部では、「導入科目」、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「体育学」、「外国語」に分類し、28 科目 39 単位を開講している。保健科学部リハビリテーション学科と共に学べるカリキュラムとしている。新カリキュラムでも、名称は異なる科目もあるが同様の単位数である。初年次から仲間意識の醸成やコミュニケーション力の向上のようにチーム連携の基盤となる能力を修得する環境で学修をしている。

「英語」は、生涯学習の基礎的技能となる力を修得するために 1 年次から 4 年次まで配置している。

ウ 大学院

大学院においては共通科目として「医療倫理学」、「多職種連携論」、「医療コミュニケーション論」、「保健医療マネジメント論」、「応用統計学」、「医療英語研究」、「保健医療教育論」、「保健医療教育実践論」、「保健医療研究法」の科目を配置し、院生の「求められる能力」の育成に役立つように支援している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ア 保健科学部

学生の主体的な学修を支援するために、科目毎にシラバスにおいて、履修上の留意点を明記し、特に予習と復習の内容について記載している。更に、学修の定着を目的とした課題の提出や小テストの実施も行っている。

また、毎学期に順次指定された授業科目に関し、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果に教員コメントを提出している。更にそのコメントを2週間の閲覧期間中に全教員に示し、授業方法の改善に努めている。

イ 看護学部

看護学部は「地域で学び、地域を学ぶ」を特長とし、病める人に共感でき、理論に基づいた看護活動やチーム医療のキーパーソンとなる看護職の育成を目指している。そのために、教授方法の具体的な工夫・開発と効果的な実施について、本学部では次のような活動を行っている。

(ア) 異なる専門職教員による授業の展開

「病態・疾病治療論Ⅰ」、「病態・疾病治療論Ⅱ」においては、病態や疾病、治療の理解に留まらず、病態・疾病や治療に関連した看護が理解できるよう医師が担当授業を行った後に、看護教員が単元の中で重要な（罹患率の高いもの、社会的に問題となる疾患、臨床で多い疾患等）疾患に特徴的な看護をする上で習得が必要な授業を行うよう授業配置を工夫している。授業担当者が複数に及ぶため科目責任者を中心に学修目標の確認を行うとともに、関連する講義内容について医師と看護教員間で、授業内容や方法の検討を行っている。新たにこの科目については、2022年度入学生からの新カリキュラムでは更に細分化し、「病態疾病治療論Ⅰ～V」とし、1年から3年生まで継続的に学べるようにゆとりを持たせた。

また、専門職連携を図る教育の強化が求められるなか、本学部では保健科学部との合同授業である地域基盤型の専門職連携教育もカリキュラムの特徴のひとつである。令和2(2020)年度から毎年、の学部FD・SD研修会において、専門職連携の基本事項の共通理解をはじめ、専門職連携教育に踏まる内容、課題等を確認した。令和2年度より「IPW論」が、令和3年度には「IPW演習Ⅰ」が開講され、令和4年度には「IPW演習Ⅱ」が順次開講されるため、両学部の代表者による授業検討会を定期的に開催している。

(イ) 概念学修の導入

カリキュラムワーキングを発足し、概念学修の検討を行っている。第5次カリキュラム改正において、臨床判断能力の強化や領域横断等の柔軟なカリキュラム編成の推進が求められているが、本学部では概念教育を通して、学生により深い理解を促すことや領域横断型学修を目指している。令和3(2021)年度からは、学部FD・SD研修会にて概念学修の効果や具体的な方法について共通理解を図った。

(ウ) 継続したスタディ・スキルの学修

スタディ・スキルの涵養には、継続した学修が必須である。そのため、学部内で具体的な方法を検討する目的で、「アカデミックリテラシー」の担当教員による学部FD・SD研修を行った。研修では、学修の概要から授業展開の具体的な工夫点、学生の課題への取り組みについて紹介を受けた。その後、学生たちの文章表現力の向上をめざし、学部内で継続して取り組む具体的な方法を検討した。その結果、科目ごとに課すレポートは、「アカデミックリテラシー」で学修したチェックシートの活用をすること、「大学基礎セミナー」で学修した書誌事項の書き方に則り作成するよう学生へ指導している。新カリキュラムでは2022年度入学生からは「大学基礎セミナーⅡ」及び「大学基礎セミナーⅢ」で、さらに詳細な内容で構成し、4年次の統合演習から実習報告の作成に活用でき、今後卒後の研鑽として文献のクリティック、情報処理及びデータの分析に繋げることができるように組み立てられた。

(エ) 臨地実習指導

学生が臨地実習で4年間通して活用する看護学実習要項に則り、学生への説明を行っている。本学部では、1年次より行われる「ヒューマンケア体験実習」から、2年次の「基礎看護技術実習」「看護展開論実習」、3・4年次の「領域別実習」、更には4年次の「統合実習」に至る全ての臨地実習において、共通する5つの臨地実習目標を掲げている。そして、4年次の全ての実習終了時に目標達成されるよう科目ごとの実習目標を定めている。

臨地実習指導者会議を年に1回開催し、実習目標から実習計画、実習指導者の役割を説明し、専任教員と臨地実習指導者が指導に関する意思統一を図った上で実習指導を行っている。2022年度より第一期生の保健師課程を選択した学生の「公衆衛生看護学実習」が開始された。「地域に根ざした」地域住民の特性と健康課題から予防保健について学びを深めている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教養科目の構成内容は幅広い科目を選択できるように、高等教育コンソーシアム信州（事務局信州大学）が開講する遠隔授業科目（一部e-learning）の履修を可能としている。

教育方法の工夫等においては教員の資質・能力の向上に資するため、さらなるFD活動の充実が急務である。加えて、実習科目における教授方法の強化と改善を図る一環として教務委員会の中に実習部会を設置して、実習指導方法の改善に努めるとともに実習施設との関係を強化する。看護学部及び保健科学部の両学部とともに臨床実習指導者会議を年に一度開催し、実習施設の指導者と実習指導方法の改善に関する研修を行なっていく。

2022年度入学生から「保健師助産師看護師養成所指定規則」に伴い、カリキュラム再編成がされ新カリキュラムが開始された。2021年度入学生は現行（旧カリキュラム）の内容で進行していく。同時期に2種類カリキュラムを行う必要がある。そのた

めには、学生へのきめ細やかな履修方法の指導と、卒業年次に必要となる単位取得について、教員への理解を促す必要があり、会議時での周知を行っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学部では、学生による授業評価を前期と後期の授業について実施し、評価結果を公表して、教員の授業の改善に役立てている。

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学部における学修成果の評価として、学修状況、国家試験合格率、就職状況及び学生による授業評価がある。

ア 学修状況

【表 3-5】令和 4 (2022) 年度保健科学部リハビリテーション学科

学年	5月在籍数	履修科目数	単位取得率	平均 GPA	退学者数	留年者数
1年	93	30～33	100%	2.87	5	1
2年	101	30～32	99.3%	2.61	3	3
3年	74	30～31	99.8%	2.57	1	4
4年	90	8～13	100%	2.73	1	2

【表 3-6】令和 4 (2022) 年度看護学部看護学科

学年	5月在籍数	履修科目数	単位取得率	平均 GPA	退学者数	留年者数
1年	73	24～28	99.8%	2.89	1	0
2年	93	22～26	99.9%	2.53	1	1
3年	82	19～24	100%	3.16	0	1
4年	83	18～20	100%	3.21	0	0

保健科学部・看護学部とも単位取得率はほぼ 100%で退学者数・留年者数とも少ないことから、各学部とも学生の学修状況は教育目標に照らしても良好であると評価できる。また、保健科学部では 4 年間の学修成果として、イの資格取得状況の国家試験受験結果の全国合格率を上回る高い合格率を上げているところに現れていると評価できる。学生が学生便覧・シラバスに記載されている内容をもとに効果的に学修を進めていくことが

できるように、シラバスには各科目の授業目標や学修目標、授業内容と予習・復習内容、そして成績評価方法・基準を明記しており、科目担当者はその目標と評価基準とともに達成状況を客観的に評価・点検している。

イ 資格取得状況（国家試験合格率）

【表 3-7-1】令和 4（2022）年度保健科学部リハビリテーション学科の国家試験受験結果

専攻	新卒・既卒	受験者数	合格者数	合格率	(全国合格率)
理学療法学	新卒	43	43	100%	88.1%
	既卒	4	0	0%	79.6%
作業療法学	新卒	44	41	93.2%	88.7%
	既卒	2	2	100%	80.5%

上記の通り、新卒者の理学療法士国家試験、作業療法士国家試験いずれにおいても全国合格率を上回る合格率を達成した。

【表 3-7-2】令和 4（2022）年度看護学部看護学科の国家試験受験結果

資格	新卒・既卒	受験者数	合格者数	合格率	(全国合格率)
看護師	新卒	83	77	92.8%	95.5%
	既卒	-	-	-	90.8%
保健師	新卒	32	27	84.4%	96.8%
	既卒	-	-	-	93.7%

ウ 就職状況

令和 4（2022）年度保健科学部リハビリテーション学科卒業生の就職状況は、理学療法学専攻、作業療法学専攻とも、国家試験不合格と就職希望が無かった卒業生以外はすべて就職が決定し、就職率が 100% であった。

看護学部看護学科の卒業生も国家試験不合格と就職希望が無かった卒業生以外はすべて就職が決定し、就職率が 100% であった。なお、保健師国家試験不合格の 5 名全員が看護師国家試験は合格しているため、看護師として就職している。

本学は医療専門職の養成校であるため、就職決定者の全員が医療関係及び福祉関係業種へ就職している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

ア 学生による授業評価アンケートの実施

全学部における専任教員が担当する科目を対象に、令和 4 年 7 月に前期授業科目の学生による授業評価アンケートを実施した。アンケート結果に対する教員コメントを求め、アンケート結果と教員コメントの閲覧を 2 週間おこなった。令和 5 年 1 月には、前期科目同様、全学部における専任教員が担当する科目を対象に、学生による授業評価アンケートを実施し、同じく 2 週間のアンケート結果と教員所見の 2

週間の期間、閲覧をおこなった。これらを通して、教員の授業改善に向けフィードバックした。

イ カリキュラム編成、見直しの方法、体制

現行カリキュラムにおいては、平成 28 年 3 月に文部科学省より示された理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインとの整合性を確認し、また平成 31（2019）年度に向けての新たなカリキュラムの編成に関する検討を行うための委員会を平成 28 年 6 月に立ち上げた。平成 29（2017）年度では、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの 3 つのポリシーを再度見直しするとともに現行カリキュラムの見直しをおこなった。また、厚生労働省による理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改訂に伴いカリキュラム編成、見直しを行った。

ウ カリキュラムガイダンスの実施状況

(ア) 保健科学部

4 月当初新入生に対し学生便覧を配布し、履修説明会を行った。4 年間の学修の解説と学生ポータルサイト「Active Academy」を使っての前期・後期の履修登録について、実際の画面を確認しながら具体的な登録方法について説明した。個別の質問には学務部職員が対応し履修期間内にすべての新入生が不備なく履修登録を完了することができた。

2 年次以降の学生は前期授業開始前にクラス担任から年間の履修について説明を行っている。

(イ) 看護学部

保健科学部と同様に履修説明会を行っているが、看護学部特有の保健師課程履修に必要な科目について説明を補足している。

(ウ) 大学院

学部同様に履修説明会を行っている。大学院では研究指導教員のもと必要な履修科目を選択し、2 年間の履修計画（長期履修生は 3 年間）を立てている。

エ 各科目担当者間での授業内容の調整

各教員が個別に授業内容の調整を行っている。また、その内容について専攻・学科の教員会議で検討、教科書の選定等の意見交換を行った。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生による授業評価アンケートの実施において、令和元年度後期には専任教員が担当する全科目を対象に拡大したことを踏まえ、令和 2 年度では非常勤講師による科目も含めた全科目を対象に行ったが、学生の負担が大きく回答率が極めて低い状況が見られたため、令和 3 年度は専任教員担当科目を対象としてアンケートを実施した。今後もどのようなや

り方が教育内容・方法等の改善につながるのかをも含め、次年度のFDでテーマにしながら改善・向上方策を検討していく。

[基準3の自己評価]

保健科学部は本学の使命・目的を反映したディプロマポリシーが学生便覧及び本学HPにおいて周知されており、その単位認定、進級、卒業認定のそれぞれの基準も学則第13条から第22条に定められ周知されている。また、進級、卒業の判断は、基準に従い、学部の判定会議を実施して厳正に行っている。

本学の教育目的は、各年次間の継続性に十分な配慮をしつつ、カリキュラムポリシーとして明確化し、ディプロマポリシーに一貫して繋がっている。また、この2つのポリシーの関係については、カリキュラムツリーを作成し公表、周知しており、現在学んでいることの目的や全体の中の位置づけが良く理解できるよう配慮している。

学修の成果については、単位取得率はほぼ100%であり、退学者数・留年者数とも少なく抑えられている。また、国家試験合格率においても全国平均を上回っており学修成果は評価できる。教授方法については授業評価アンケートを全科目について行い、結果を公表し、授業方法の工夫改善に努めている。

看護学部は、設置準備室における入念な検討によって、教育課程を編成し、平成31年(2019)4月に開講された。

ディプロマ・ポリシーを定めて教育目的を明確にし、ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーのもとに教育課程を構成している。看護学部は開設後、教授方法の工夫やFD・SD研修を通して順調に教育課程を進行している。(新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度前期においてはオンライン授業を導入した他、体験型の「実習」では学内演習に切りかえるなど教育活動の変更を行った。)

看護学部年次ごとの学生の単位認定状況【表3-6】や授業評価によって学修成果を確認している。とりわけ教育課程の編成において、疾病治療論と看護の統合、臨地実習目標の一貫性と評価方法の確立は、新たな試みであり成果が期待される。

以上から基準3を満たしていると判断した。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性
 - (1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学園の経営に係る重要な事項は、「理事会」と諮問機関である「評議員会」において決定を行っているが、多様な経営上の諸問題に迅速に対応するため、理事会からの委任に基づき「運営会議」を設置し、運営会議規程の定めるところにより意思決定を行い、理事長による業務運営の円滑化を図っている。

令和4（2022）年度より各部門の単年度の課題を事業改善シートに落とし込み、自己点検・評価委員会にて進捗をチェックすることでP D C Aサイクルの確立に取り組んでいる。

本学における教育研究及び管理運営に関する審議事項や意思決定方法は、各種規程に明文化されており、以下のプロセスを経て適切に運営されている。学長は「運営会議」では構成員となり、「教授会」では議長として適切にリーダーシップを発揮している。

ア 毎月の部門長会議において、各部門（学科、センター、事務局）間の情報を共有し、必要に応じて運営会議もしくは教授会への議題提出案件について検討する。

イ 運営会議もしくは教授会は付議された案件について審議する。

ウ 運営会議もしくは教授会は付議された案件について審議し、最終決定を行う。

学長は、意思決定と業務執行に当たり、大学院研究科長、学部長を副学長として兼務させ、広範にリーダーシップを発揮できる体制を整備している。また、隔週水曜日に学長、副学長、常務理事、事務局長によるランチミーティングを開いており、学長による教学マネジメントを支える仕組みとしている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長、副学長、学部長、専任の教授及び専任の准教授をもって構成される教授会を設置し、大学における教育研究に関する重要な事項（①学生の入学、卒業及び課程の修了、②学位の授与）を審議すると同時に、学長が決定を行うにあたり、意見を述べる場として位置付けられている。教授会は毎月1回開催されている他、学長が必要と認めたときは臨時教授会を開くことができる。

大学院においては、研究科長を委員長とする研究科委員会を月1回開催し、重要な事項（①学生の入学及び課程の修了、②修士論文及び最終試験の合否、③学位の授与、④教育課程の編成、⑤研究、⑥学生の身分等）を審議する。

教学マネジメントを適切に行う上で必要な各種委員会を置き、各委員会規程において定められた事項について審議されている。各委員会の構成員は学長が指名する教員が配置できるよう規定されているため、学長は各学科、専攻の教員を均等に配置することで両学部及び大学院の連携を図り、併せてリーダーシップを発揮することができる。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

組織規程により、事務局の組織、職員の職務、各部課の事務分掌について定め、それぞれが果たす役割を明確化し、適切な事務執行ができる体制を整えている。

全ての委員会に職員が委員として参画しており、事務局として委員会の庶務を担当するなど、教員と一体となって本学の教育研究の向上を図っている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学院、看護学部ともに無事完成年度を迎える組織が拡大するなか、教職員それぞれの立場の相互理解に力を入れ、大学の一体感を構築することがますます重要になっている。各委員会における学部、教員、職員の枠を越えた協働体制の推進、FD研修会及びIPE研修プログラムへの職員の参加、研究委員会が実施する抄読会への職員参加などを通じて、学長のリーダーシップが發揮しやすい体制を構築する。

保健科学部と看護学部の教育には共通点も相違点もあり、特に教育課程における両学部共通科目の調整は困難な課題である。令和5（2023）年度の重点施策として「教養科目の共通化の検討」を掲げ、この議論を通じて一体的活動の推進を図る。

5カ年中期計画の進行管理については、自己点検評価委員会において事業改善シートを総括し、P D C Aサイクルを適用した適切な業務の継続的改善を進める。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- ア 教員の確保と配置

本学の教育理念である「徳風四海に洽く」「仁心妙術」を念頭に、有意な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を合わせ持つ人材の教育を目指し、わが国の社会福祉の充実発展に寄与するため、保健科学部及び看護学部の到達目標の達成、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、看護師国家試験及び保健師国家試験（選択）の受験資格の付与を踏まえつつ、理学療法学、作業療法学及び看護学分野等の各教育課程の科目と単位数に応じて教育と研究又は実務上優れた能力・実績を有する教員を配置している。

令和4年5月現在、学長1人、副学長4人、両学部共通（共通教養センター及び地域保健医療研究センター）5人、保健科学部18人、看護学部22人の計50人と助手2人の体制である。保健科学部専門分野の専任教員・助手は理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に従って全員が理学療法士免許又は作業療法士免許を有しており、看護学部専門分野の専任教員・助手は保健師助産師看護師養成所指定規則に従って全員が看護

師免許を有している。このうち公衆衛生看護学科は、同指定規則に従って保健師免許を有する専任教員3人が担当している。

大学院では、本学の教育理念に基づき、保健学における学術の理論及び応用を教授研究し、多職種が協働した支援サービス提供の実践に求められる幅広い知識及び高度な専門技術を有する専門職医療人並びに専門職教育者を育成することにより、人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的としている。入学定員8人、修業年限2年（長期履修生は3年）で学位は修士（保健学）となる。教員組織については設置基準12人（研究指導教員6人、研究指導補助教員6人）に対して、研究指導教員12人、研究指導補助教員1人の計13人の体制である。

【表4-1】大学教員構成（令和4年5月現在）

(単位：人)

学部・学科	専任教員数					助 手
	教 授	准 教 授	講 師	助 教	計	
保健科学部 リハビリテーション 学科	8	3	3	5	19	1
看護学部 看護学科	5	4	4	10	23	1
両学部共通	7	1	0	0	8	0
合計	20	8	7	15	50	2

【表4-2】

大学設置基準別表	学 部	大学設置基準上必要な専任教員数		本学専任教員数 (学長、副学長1名除く)	
		専任教員数	教授数	専任教員数	教授数
別表第一	保健科学部	14	7	24	12
	看護学部	12	6	25	7
別表第二	大学全体	10	5	—	—
	計	36	18	49	19

※表4-2は学長、副学長1名除く。表4-1における両学部共通教員は表4-2においては両学部に振り分ける

保健科学部 専任教員一人当たりの在籍学生数 14.9人

看護学部 専任教員一人当たりの在籍学生数 13.8人

令和4年5月における教員の年齢構成は下表のとおりであり、30歳代から70歳代にわたっているが、構成割合で最も多いのは、50歳代で34.6%となっており、次いで60歳代が28.8%、70歳代及び40歳代が13.4%の順となっている。

【表4-3】年齢別教員数

(単位：人)

	専任教員数					助手	合計
	教授	准教授	講師	助教	計		
29歳以下	0	0	0	0	0	0	0
30～39歳	0	1	0	4	5	0	5
40～49歳	1	1	2	2	6	1	7
50～59歳	3	4	5	5	17	1	18
60～69歳	9	2	0	4	15	0	15
70歳以上	7	0	0	0	7	0	7
計	20	8	7	15	50	2	52

イ 教員組織

教員組織の編成方針

- (ア) 学位、研究実績、業務経験に基づき、教授、准教授、講師、助教により構成とした。
- (イ) 管理運営機関として、運営会議、研究科委員会、教授会、部門長会議を設置した。
- (ウ) 学則に基づき自己点検評価、FD・SD、研究、研究倫理、紀要、広報、教務、学生、研修、入試、利益相反管理、衛生の各委員会を設けた。

ウ 専任教員の配置状況

大学全体として大学設置基準上必要な専任教員数は36人（内教授18人）であり、教育内容を教授するに適当な数の教員を満たしている。保健科学部では両専攻を共通して担当するので専攻別の教員配置を探らないこととした。

看護学部では看護師助産師保健師養成所指定規則を遵守し、文部科学省大学設置認可申請書どおりに完成年度までの教員組織計画に沿った教員確保を完了した。更に教育研究に支障をきたさない観点から完成年度である令和4（2022）年度までに、それぞれ65歳以上に達する教員に対し、定年の特例に関する規程を改正し、「新たに学部等を設置し、専任教員として当該学部の講義を担当する教員については、完成年度の末日まで雇用することができる。」こととした。

両学部とも、教育研究上の実績を十分有する教授又は准教授を配置した教員体制である。

エ 教員の採用基準、昇級基準等

保健科学部リハビリテーション学科は平成30（2018）年度をもって完成年度を迎えた。そのため教員任用は、本学教員選考基準に基づき、教授においては公募を原則として、教授候補者選考委員会で選考し、運営会議の議を経て理事長が任用することとしている。また、准教授ほか下位の職位については公募もしくは、推薦がある者について、本学教員任用規程に基づき教授会で選考し、運営会議の議を経て理事長が任用することとしている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の教学の基本方針に従い、教育方法の改善及び教職員の資質の向上を目指し、本学ではFD・SD委員会を設置している。

授業評価アンケートの実施に際しては、本学においても学生の回答率の低迷が課題となっている。FD・SD委員会ではその向上を図るために取り組みとして授業評価アンケートに対して共通認識を持つもらうことを目的に、全教職員にFD・SD委員会で作成した動画をもとにe-learning研修を行った。また授業評価アンケートのより精緻な結果を求めて、学生の回答率を高めるために各科目の最終授業で授業評価アンケートに答える時間（5～10分）を設けるよう各教員に依頼した。その効果として回答のための時間をとった科目では回答率が改善された。

本学の学びの特徴として専門職連携教育を挙げているが、そのためには各領域を互いに知ることが重要と考え、毎年各学部、専攻及び事務系職員も含めた業績報告会を行っている。各学部、専攻の教員による専門性や研究内容等の発表に加え、事務系職員からの発表も行い、質疑応答などを通じて互いの職域の垣根を越えて理解に努めている。今年度の業績報告会は、これまで年度末の3月に開催していたが、この時期、看護学部が実習期間と重なること、また事務職員から年度末は十分な資料が作成できないことから、開催時期を令和4年9月21日に変更した。

また専門職連携教育に関しては、全教職員がIPE教育に携わることができるよう研修プログラムを立て、昨年度の研修プログラム①「専門職連携教育の理解と導入」、研修プログラム②「Interprofessional Education(IPE) 全学で専門職連携教育を行うための研修プログラム」に引き続き、今年度はプログラム③「IPW演習Ⅰの授業の実際とファシリテーション」、④「IPEの実装～IPW演習Ⅰを終えて」を行い、授業開講に向けての準備を整えた。

（3）4-2の改善・向上方策（将来計画）

ア 教員の確保と配置

教育研究の継続を図るため、退職者があった場合には、その科目を担当するに適した教員を採用する。採用は、バランスのとれた年齢構成となるよう年齢も考慮する。具体的には、退職者の後任の採用は、内部昇格を基本とし、その補充は、可能な限り、下位の職位（講師・助教・助手）を任用する。ただし、内部昇格が適当でない場合は、同じ職位の外部者を採用する。いずれの場合も、今後の採用者は、原則として定年まで4年以上の期間がある者とし、助教・助手の若手を採用するよう配慮している。

保健科学部では、令和2年度末の教員退職に伴い、新たに30代の准教授、30代の助教を採用した。看護学部では、令和4年度には助教3人（文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員資格審査において「可」の判定）が入職し、文部科学省大学設置認可申請書どおり専任教員23人と助手1人の教員体制が整うことになった。

また、教員には裁量労働制を適用しており、週に1日、研究日を設け、研究活動及び外部の各種研修会に参加する時間を確保している。

専任教員の各分野での教育研究の維持向上を目的に、独立行政法人日本学術振興会が取り扱う科学研究費助成事業を活用するほか、本学のFD研修会を毎年実施し、新任教職員以外の教職員の教育方法改善のための講演会、また、学生への教育方法改善に繋げるなど、授業内容の質の向上に努めるとともに、個人研究費補助を実施し教育研究の組織的な質向上に取り組んでいる。

イ 教育内容・方法等の改善

- (ア) 授業評価アンケート調査の改善と結果の活用方途の検討
- (イ) アカデミック・ハラスメント防止に関する研修の実施
- (ウ) ケースカンファレンスの実施

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

FD・SD 委員会では毎年、年度初めに新任教職員に対し、本学の理念・目的、果たすべき役割などを伝えるとともに本学の現状と将来像について説明し、大学教職員として相応しいあり方について理解を得るために、学長による「学長講話」や学生委員長による「ハラスメント講習会」を開催している。ハラスメントに関しては全教職員が理解、周知すべき事柄として外部講師を招聘して、全教職員を対象に講習会を行っている。令和4年度では「ハラスメントとその現状、そしてその対応」の内容で講習を行った。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

業績報告会において本年度以上の本数の報告を行い、また教職員においては学内にとどまらず、広く学外の情報を取り入れるべく、コンソーシアム京都の参加を推奨しており、今年度も教員・職員ともに参加があった。他大学 SD と交流することによって、職員の資質・能力向上を図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究活動の場として、保健科学部の専任教員は1室をパーテーションで分けた研究室を、看護学部では、講師以上には個室を、その他の教員にはパーテーションで分けた研究室を配置している。調度設備等については机、書架、来客用テーブルなど基本的な備品は準備されており、研究活動の場として支障はない。

また、全学部において、週1日は研究日として学外での研究活動、社会貢献活動を行う時間を確保するとともに裁量労働制を適用し、業務遂行の手段及び時間配分を教員の裁量に委ね、研究環境を整備している。

研究活動支援の拠点として令和元年度より「地域保健医療研究センター」が発足した。本センターでは教員個人が行う研究について研究費獲得及びそれに必要な書類作成等の支援を行っている。また、学内公募研究費取扱規程に基づく公募研究を募集、審査及び採択を行い、その研究活動を支援している。加えて大学が所轄する4つのプロジェクト（発達障害研究班、スポーツ研究班、高齢者健康増進班、リハビリテーション看護研究班）が企画されており、その立ち上げと運用に協力することになっている。一方、運用実績が高齢者健康増進班に限られたため今後プロジェクトの見直しが必要である。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（文部科学省令和3年）に基づき、「公的研究費等の運営及び管理を適正に行うための基本方針」（長野保健医療大学平成28年）、「公的研究費等の適正な使用及び公正な研究活動に関する行動規範」（長野保健医療大学平成31年）、「不正防止計画」（長野保健医療大学平成31年）、

「公的研究費等の取扱及び研究活動における不正行為への対応に関する規程」（長野保健医療大学平成31年）、「学内公募研究費取扱規程」（長野保健医療大学令和2年）及び「公的研究費等の間接経費使用に関する実施規定」（長野保健医療大学平成31年）を制定し、本学HPを通じて公表し、社会に対しての説明責任を果たしている。さらには本年度新規に「コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」を策定し、実施に移した。

本学の研究者が人及び人由来の材料を対象とした研究を行うに際しては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省令和3年）に則った倫理的配慮及び科学的妥当性が確保されているかについて、研究倫理審査委員会の審査を受けなければならない。委員会の構成員は委員長（統括管理責任者）が指名する教員、外部委員（法律の専門家あるいは人文・社会科学の有識者）を配置している。委員会で承認、条件付き承認とされたものは、最終的に委員長の責任において承認通知を与えており、また、本学では迅速審査を必要とする案件については審査申請を随時受け付けており、研究活動に支障が出ないよう配慮している（研究倫理審査細則）。倫理申請に先んじて、研究者のコンプライアンス教育として日本学術振興会などによる「研究倫理eラーニングコース」を利用した研究倫理に対する知識の充実化を図っている。その結果、令和4年度において11件の倫理申請を受け付けた。新規の審査が8件（内3件は大学院生）、変更申請が3件であった。

さらには近年学部学生の卒業研究についても倫理審査の浸透が図られていることから、「長野保健医療大学研究倫理審査細則の学生への適用に関する取扱要領」及び「研究倫理審査チェックリスト」を作成した。

実施される研究の利害関係が想定される企業等との関わり（利益相反）について研究倫理と同時に審査を義務付けており、利益相反管理委員会を設置し、受審者が提出する利益相反に関する自己申告書に基づいて審査を行っている。本年は利益相反に関する申請はなかった。

【表 4-4】研究倫理審査過去 5 年間の申請状況（件）

年度	合計
平成 30(2018) 年度	2
令和元(2019) 年度	7
令和 2(2020) 年度	7
令和 3(2021) 年度	3
令和 4(2022) 年度	11

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は教員に対する主な研究活動支援費用として、個人研究費助成規程に基づき、職位に関わらず専任教員全員に個人研究費（1人一律25万円／年）を支給している。使途については助成規程に定められ、学会出張（海外を含む。）などの旅費をはじめ、研究機材、消耗品など多岐にわたって認めており、個人の研究が円滑に遂行されるように配慮している。

また、学内における研究活動を促進させる目的から、競争的資金としての学内公募研究費を交付している。申請は学内長野保健医療大学公的研究費等の取扱及び研究活動における不正行為への対応に関する規程に基づいて採択し、学長の責任において交付する。学内全体での年間総額300万円を上限に交付し、使途は個人研究費に準じる。令和4年度は7件の応募があり、3件が採択された。

更に学外からの研究費獲得に関して本学教員は、独立行政法人日本学術振興会所管の科学研究費助成事業学術研究助成基金助成金及び厚生労働省所管の厚生労働科学研究費補助金の申請可能対象となっている。これらに係る経費は、各団体から直接経費と間接経費として配分される。直接経費は、研究課題の遂行に必要な直接経費であり、間接経費は、研究活動を支援するとともに、研究環境を整備するための研究機関向けの資金である。（公的研究費等の間接経費使用に関する実施規定）

研究活動において、研究資金の獲得は研究計画段階で最初に着手されるべきことであり、外部からの競争的資金の獲得に向けて学内の地域保健医療研究センターが支援に当たっている。

令和4年度では獲得件数7件（文部科学省科研費5件、産学連携・共同研究1件、厚生労働省科研費1件）、総額 13,077,457円（直接経費10,290,352円、間接経費 2,787,105円）であった。

【表 4-5】公的研究費獲得状況（件）

年度	件数	総額（千円）
令和元(2019)年度	5	2,520
令和 2(2020)年度	6	7,493
令和 3(2021)年度	6	7,555
令和 4(2022)年度	7	13,077

4-4-④研究活動の成果公表

令和4年度における常勤教員による原著論文等の発表は29件（筆頭著者13件）であった。

研究発表の場として本学は長野保健医療大学紀要を毎年1回発行しているところから、当該年度においては第8巻を発刊した。上記論文のうち5件は本紀要収載である。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境については、新規着任の若手教員の中に強い研究志向が見られることから、研究費獲得支援を通じて整備を図り、一方で教職にある者の研究者としての役割を全学的に明確にすることを意図している。

地域保健医療研究センターでは様々な民間研究費募集を含む研究費公募状況について情報提供を随時図ることとする。

また、個人の研究状況を他の教職員に開示する機会として「抄読会」を実施している。これは全教員が順に演者を担当し、自身の研究内容の紹介、当該分野のトピックス、基本事項のレビューなどのプレゼンテーションを行うものであり、教員が取り組んでいる研究の情報提供に留まらず、研究分野が異なる教員間での意見交換がなされ充実を見ていることから今後も継続実施する。

令和4年度開催した抄読会は以下のとおりである。

第1回抄読会

開催日時：2022年4月6日（水）16時～17時

開催場所：長野保健医療大学 本館 2階 大講義室

演者及び抄読会タイトル：

1. 保健科学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 助教 萩原 啓文 先生
演題「前庭障害患者に対するリハビリテーション」
2. 看護学部看護学科 基礎看護学 助教 宮澤 美津子 先生
演題「森林療法」

第2回抄読会

開催日時：2022年5月11日（水）16時～17時

開催場所：長野保健医療大学 本館 2階 大講義室

演者及び抄読会タイトル：

長野保健医療大学

1. 保健科学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 准教授 土屋 謙仕 先生
演題「高齢者への作業療法、脳機能イメージングに関する研究」
2. 看護学部看護学科 基礎看護学 助教 松石 健太郎 先生
演題「数値計算による臥床患者を水平移動させる際の介助者の腰にかかる力の評価
－移動速度、引く角度、介助者の体幹角度に焦点をあてて－」

第3回抄読会

開催日時：2022年6月1日（水）16時～17時

開催場所：長野保健医療大学 本館 2階 大講義室

16:00～16:30 第3回抄読会

演者及び抄読会タイトル：

1. 看護学部看護学科 公衆衛生看護学 助教 塚田 ゆみ子 先生
演題「東日本大震災被災地の地域保健基盤の組織体制の在り方に関する研究」
2. 16:30～17:00 全体研修会
講師 豊田 雄三 企画部長
テーマ「公的研究費等の適正使用」

※この内容は、本学におけるコンプライアンス教育・啓発活動実施計画に基づくものです。

第4回抄読会

開催日時：2022年7月6日（水）16時～17時

開催場所：長野保健医療大学 本館 2階 大講義室

演者及び抄読会タイトル：

1. 地域保健医療研究センター 教授 樋口 京一 先生
演題「運動による健康増進効果の分子メカニズム：私の研究経歴と最新の論文」
2. 看護学部看護学科 精神看護学領域 助教 羽田 かおり 先生
演題「誰かをケアする人のケア」感情労働について考える」

第5回抄読会

開催日時：2022年8月3日（水）16時～17時

開催場所：長野保健医療大学 本館 3階 第1作業療法室

演者及び抄読会タイトル：

1. 保健科学部 理学療法学専攻 教授 福谷 保 先生
演題「著作権法について調べてみた」
2. 看護学部看護学科 母性看護学領域 助教 ヒー・チンピン 先生
演題「小学生までの子どもを育てている共働き夫婦のワーク・ファミリーコンフレクトと関連する要因について」

第6回抄読会

開催日時：2022年9月7日（水）16時～17時

開催場所：長野保健医療大学 本館1階 コミュニティールーム

演者及び抄読会タイトル：

1. 共通教養センター 准教授 三井 由香 先生
演題「ホスホフルクトキナーゼと一酸化窒素合成酵素の酵素学的研究」
2. 看護学部看護学科 公衆衛生看護学領域 助教 堀内 和子 先生
演題「保健所における感染症対策の取り組み」

第7回抄読会

開催日時：2022年10月5日（水）16時～17時

開催場所：長野保健医療大学 本館 2階 大講義室

演者及び抄読会タイトル：

1. 保健科学部 作業療法学専攻 准教授 春原 るみ 先生
演題「精神科長期入院統合失調症者の認知機能と認知バイアスおよび精神症状との関係」
2. 看護学部看護学科 老年看護学領域 助教 溝口 千鶴 先生
演題「人間ドックを受診する高齢者の保健行動と関連要因」

第8回抄読会

開催日時：2021年11月2日（水）16時～17時

開催場所：長野保健医療大学 本館 2階 大講義室

演者及び抄読会タイトル：

1. 保健科学部 理学療法学専攻 助教 佐藤 剛章 先生
演題「転倒骨折後患者に対するリハビリテーション」
2. 看護学部看護学科 成人看護学領域 助手 寺島 公江 先生
演題「看護専門学校教員の臨地実習におけるカンファレンス教授活動と教師効力感との関連」

第9回抄読会

開催日時：2022年12月7日（水）16時～17時

開催場所：長野保健医療大学 本館 2階 大講義室

演者及び抄読会タイトル：

1. 保健科学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 助教 古川 智巳 先生
演題 「飯山市の基本チェックリスト研究についての報告（仮）」
2. 看護学部看護学科 成人看護学領域 助教 ミルズ しげ子 先生
演題「手術室看護管理者が捉えた手術室看護師の人員配置と安全性の認識
-手術室看護師の人員配置に関する実態調査より-」

[基準4の自己評価]

教学マネジメントは、学長が運営会議の構成員として大学全体の行動計画作成に参画し、教授会で議長としてその運用にリーダーシップを発揮する体制としている。また、教職員により構成される部門長会議から運営会議及び教授会への議題提出を通じて、各部門

での検討すべき課題が適切に議論・対応されることにより真に必要な行動が学長権限の下に実施されるよう各会議に関する諸規定が整備されている。更には教務委員会、FD・SD 委員会等の各種委員会は学長が指名する教員の配置により、保健科学部及び看護学部の連携並びに協働を容易にし、リーダーシップの発揮を確たるものにしている。更に、本来であれば教員の集まりである業績発表会や抄読会に事務職員の参加を促すことで教職員の一体感醸成を図っている。

教員配置については関連する法令に基づくことは元より、本学の教育理念並びに専門性の観点から十分にして適切な人材の登用を心掛けており、保健科学部では大学設置基準上必要な専任教員数を確保した。また、看護学部にあっては完成年度（令和4（2022）年度）まで教員組織計画に沿って教員確保を行っている。加えて現在両学部の領域に関わる専門医療人及び専門職教育者を育成するための大学院についても設置基準上必要な研究指導教員を揃えている。

職能開発、教育内容・方法等の改善及び実施についてはFD・SD 委員会を通じて新任教員研修、学生による授業評価、業績報告会等を年度行事化することにより、一層の推進を図っている。

教職員の能力向上として自己判定及び学内外の研修事業参加を通じて資質・能力向上を図っている。自己判定についてはすべての教員が実施しており、学内研修もほぼ100%の出席率である。

教員の研究支援は開学後の日が浅い本学にとっての喫緊の課題であり、このため研究環境の整備、研究倫理の徹底、研究活動の資源確保について重点的に整備した。研究環境については研究場所を各教員に確保し、研究日を設けることで時間を確保した。研究倫理は研究倫理委員会での審査を通じて常時遵守の喚起に務めている。研究活動資源については個人研究費を一律に支給し、別途学内公募研究費への応募により更に必要な研究資金の確保を可能にしている。地域保健医療研究センターを設置して研究活動のあり方、学外研究費への応募等を支援している。その中で少人数の教員構成からなる本学においては開学7年目で9件の原著論文公表を見たことは十分に成果を上げたと言える。

以上から、本学では教員・職員についての基準4を満たしていると判断する。

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は、寄附行為において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」を目的としており、これらの法律の趣旨に沿って誠実に運営している。

また、本学園は、寄附行為の目的に沿って、学生定員を欠くことなく、教員定数を充たし、卒業生の国家試験合格率も全国平均を上回り、就職率はほぼ100%で、財政規律を保った経営を誠実に行ってきている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人運営については、寄附行為の定めにより理事会及び評議員会を開催し、学園の重要な事項を審議している。大学の運営及び教学に係る全学的な重要事項については、運営会議規程に基づき月例の運営会議で審議している。

平成31年4月開設の看護学部及び令和3年開設の大学院は設置計画を着実に履行しており、令和4年度における文部科学省の設置計画履行状況調査では「指摘事項なし」の結果となった。令和4年度末には、保健科学部に加えて看護学部、大学院の1期生が卒業または修了し、172名の有為な専門職人材を輩出した。

中期計画の主要施策である校歌制定については、作曲を三枝成彰氏、作詞を林真理子氏に依頼し、令和4年9月に制定記念式典を挙行するに至った。記念式典においては、本年度に制定された名誉教授称号授与制度に則り、松房利憲氏への名誉教授称号第1号授与も併せて行った。

地域貢献では、長野市立長野高校との連携協定に基づき、高校の教育課程における探究活動や大学入学前教育において互いの人的資源を活用した高大連携事業を展開した。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学生便覧においてハラスメント、防犯・事故予防、個人情報の管理などについて記載するとともに、前述の内容を簡易的に説明した「学生生活スタートブック」を入学時に学生に配布し、周知を図っている。また、学生相談窓口を設置し、電話・書面により受付を行っている。

施設設備の安全対策については、建物の定期調査、消防設備、電気設備、エレベータ設備の各種点検を専門業者に委託し、安全性を確保している。

災害時の対応については、本学危機管理方針及び本学防災マニュアルを作成し、事務室各研究室に備え万全を期している。AEDは本館・南館の事務室と運動療法室に設置し万一に備えている。

喫煙については分煙を徹底し、校舎外部の喫煙室（プレハブ）を喫煙場所として、学内における受動喫煙を防止している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く社会情勢や法令、社会的責任やニーズの変化に対し、各種規程の制定・改廃・改正及び積極的な情報公開等、今後とも柔軟に対応する。

設備関係では、本館エアコン空調機の更新（3カ年計画の2年目）を計画どおり実施するとともに、本館トイレ洗面台の自動水洗化を2カ年計画で開始した。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為において理事会は学校法人業務に関する意思決定機関として位置付けており、評議員会は諮問機関として置かれている。理事長は本法人を代表して、寄附行為に規定する職務を行うとともに、副理事長 1 人、常務理事 1 人を選任することで、迅速な意思決定による適切な業務遂行ができる体制を整備している。

寄附行為の定めにより、学長は理事及び評議員に選任されている。また、事務局長は理事及び評議員に、副学長と学務部長は評議員に選任されており、大学からの意見は審議事項として反映された上で意思決定が行われている。また、法人と大学の意思疎通を円滑に行うため、理事長、副理事長、常務理事、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長、総務部長、企画部長、学務部長及び理事長が必要と認めた者を構成員とする運営会議を毎月開催しており、迅速な意思決定体制が整備されている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も寄附行為の定めに基づいて理事会、評議員会を適時適切に開催するとともに、監事への情報共有の充実を図る意味から、監事の運営会議への出席依頼を継続する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意志決定の円滑化

法人と大学組織の意思疎通を図り協議及び意思決定を行うことを目的とした運営会議を設置し、毎月1回開催している。運営会議の構成員は、理事長、副理事長、常務理事、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長、総務部長、企画部長、学務部長及び理事長が必要と認めた者としている。運営会議の審議事項は、経営、組織、予算、人事、学生に関する事項、教育課程、研究活動、学則・規程など運営の根幹に係る重要な事項である。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人は2人の監事を置き、その選任は寄附行為第9条に「この法人の理事又は職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内

の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されており、これに基づいて適切に選任されている。監事は、寄附行為の定めにより大学に出向いて監査を行い、学園の業務や財務状況の把握に努め、その結果を理事会及び評議員会に報告している。監事の理事会及び評議員会への出席状況は【表5-1】のとおりであり、監事2人が同時に欠席したことはない。

【表5-1】過去2年間の理事会及び評議員会における監事の出席状況

開催年月	会議名	監事現員	出席者数
令和3年5月	評議員会	2	2
令和3年12月	理事会	2	2
令和4年2月	理事会	2	2
令和4年3月	理事会	2	2
令和4年3月	評議員会	2	2
令和4年5月	理事会	2	2
令和4年5月	評議員会	2	2
令和5年2月	理事会	2	2
令和5年2月	評議員会	2	2
令和5年3月	理事会	2	1
令和5年3月	評議員会	2	1

法人の運営に関する重要事項についての諮問機関として評議員会が設置されており、評議員の選任については寄附行為第25条に「1. この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者5人以上7人以内 2. この法人が設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者1人 3. 学識経験者のうちから、理事会において選任した者5人以上10人以内」と規定されており、これに基づいて適切に選任されている。寄附行為において「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と規定しており、評議員会の意見を反映する仕組みは整備されているとともに、第1号評議員として教職員7人が含まれており、教職員の意見を反映する体制も整えられている。評議員の評議員会への出席状況は【表5-2】のとおりであり、4分の3以上の出席が維持されており適正な状況となっている。

【表5-2】過去2年間の評議員会における評議員の出席状況

開催年月	会議名	評議員現員	実出席者数	意思表示出席者数
令和3年5月	評議員会	18	12	5
令和4年3月	評議員会	18	15	3
令和4年5月	評議員会	17	15	2
令和5年2月	評議員会	18	14	3
令和5年3月	評議員会	18	17	1

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

月1回の運営会議が法人と大学との意思疎通において非常に有効であり、今後も継続する。監事の機能強化のため、監事の運営会議への出席依頼を継続し、監事体制の強化を図る。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和2（2020）年度を初年度とした中期計画を策定し、各部門はこれに基づいて年度ごとの事業計画を定めるとともに予算申請を作成し、編成された予算案は理事会・評議員会の承認により執行されている。実際の予算執行時には起案書を作成し、その都度、内容の妥当性について確認している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の主たる収入源は学生生徒等納付金であるが、学部の入学定員充足率は開学後5年間の毎年度100%超で安定的に推移している【表5-3】。平成30年度までは大学開学後の学年進行中のため日本私立学校振興・共済事業団が交付する私立大学等経常費補助金の対象外期間であり、平成30（2018）年度は看護学部新設、令和2（2020）年度は大学院新設の設置経費支出などがあったが、資金繰りは年度予算により計画的に確保されている。なお、令和3・4年度の収支差額が大幅に増加している要因は認定こども園設置に係る補助金収入及び経費を法人部門に計上しているためである【表5-4】。また、借入金については日本私立学校振興・共済事業団及び市中銀行からの借入金を計画通り返済しており、負債償還率は低水準となっている【表5-5】。

【表 5-3】過去 5 年間の入学定員充足率

(単位：人、%)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入学定数 (人)	80	160	160	160	160
入学者数 (人)	87	175	163	193	166
充足率 (%)	108.7	109.3	101.8	120.6	103.7

【表 5-4】過去 5 年間の収支状況

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経常収支差額	△29,131	△79,455	△23,230	74,609	△167
特別収支差額	598,682	△29	△1,021	4,554	230,072
基本金組入前 当年度収支差額	569,551	△79,485	△24,251	79,164	230,240
期末現預金	343,945	326,541	407,964	486,085	406,522

【表 5-5】過去 5 年間の借入金の状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
返済額 (千円)	13,660	13,660	13,660	13,660	13,952
負債償還率(%)	2.8	2.1	1.9	1.2	1.0

※負債償還率（借入金返済支出+借入金等利息支出/事業活動収入）

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生徒等納付金を主たる収入源とする本学においては、引き続き入学定員を超える学生確保を堅持することが重要である。これまでの学生募集のための広報活動を基本としつつ、入試制度の多様化及び複数学科と大学院を擁する医療系大学としての強みを分かりやすく PR するとともに、医療に関わる職業理解の取り組みとして、小中学生に対する職業紹介の機会を設ける。

また、独立行政法人日本学術振興会が取り扱う科学研究費助成事業や一般企業との共同研究、寄付金募集など、外部資金の獲得に注力する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

「学校法人会計基準」及び本法人の「経理規程」に基づき、適切に会計処理を行っている。税理士法人と会計顧問契約を交わし、月次ごとに証ひょう書類のチェックを受け、会

計処理上の指導を受けている。更に、より専門的な問題が発生した場合には、公認会計士を交えて3者で相談できる体制を整えている。

5-5-② 会計 監査の体制整備と厳正な実施 監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は公認会計士を社員とする監査法人により実施しており、決算時だけでなく年度途中の中間監査も行っている。主に科目ごとの内容・金額等の精査、期末決算及び来年度以降の改善点の指導を受けている。また決算時には、監事による監査報告書を作成し決算案が付議される理事会及び評議員会で監査報告を行っている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準や経理規程に基づき、適正な会計処理を行うことで、経営状況を明らかにしていく。

また、会計処理上の疑問や判断が難しいものについては、監査法人にその都度確認し、指導を受けていく。

[基準5の自己評価]

本学園の経営・管理体制として、寄附行為に基づいた理事会及び評議員会を適時適切に開催し、理事長のリーダーシップのもと中期計画や単年度事業計画などの重要な意思決定を行い、決定された業務の執行については、副理事長、常務理事が補佐する体制としている。また、理事長を議長とする月1回の運営会議は、法人と大学との意思疎通を円滑にするとともに、迅速な意思決定を可能とする体制として有効に機能している。法人、大学それぞれの管理者が理事会、評議員会、運営会議の構成員となることで、多面的に意思疎通を図るとともに相互チェックを可能としている。

財政基盤については、中期計画の着実な推進と同計画に基づいた年度ごとの予算編成を行い、理事会及び評議員会の承認を得て執行している。大学の入学定員及び収容定員は開学以来100%超で推移しており、令和元（2019）年度からは経常費補助金も交付されたことから財政基盤は安定していると評価できる。

会計においては、税理士法人により日常的な会計指導を受けたうえで、監査法人による中間監査及び期末監査が適正に行われている。

以上のことから、基準5「経営・管理と財務」の基準を満たしていると評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では平成 27 年度の開学時から、自己点検・評価委員会を設置して継続的な自己点検・評価の体制を整備してきた。また、本学に設置する 12 の常設委員会及び図書館運営会議には、研究科長、学部長、専攻長、センター長、事務局内各部長、図書館長のいずれかの役職者を配置し、委員会等の統括と改善を推進する役割を担っている。

自己点検・評価委員会では、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機構による認証評価について、日本高等教育評価機構による受審を想定し、同評価機構が定める「基準」に基づいた自己点検評価書を毎年度作成（本学 HP 参照）してきた。令和 2 年度に本学として初めて同評価機構による認証評価を受審するにあたり、学長を委員長とする自己点検・評価委員会の構成員を整理し、責任体制を明確にした。これに伴い、令和 3 年度以降は新しい体制で評価を行った。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

各委員会において構成員の重複や、業務内容の実際とのかい離が認められたため、令和元（2019）年度中に全委員会の構成員及び業務内容の見直しを行ったばかりであるが、引き続き看護学部が学年進行中であるため、今後も変化に対応した内容に改善していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

令和元（2019）年度の自己点検・評価委員会規程の見直しにより、自己点検・評価委員会は学長を始めとする各部門の役職者で構成し、委員会の下に作業部会を置く体制とした。作業部会は自己点検評価書の作成にあたり、各項を所掌する部門・委員会に検討

を依頼し、その結果を取りまとめて委員会に報告する。自己点検評価書は理事長に提出された後、本学 HP にて公表する。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では IR を所掌する部署を企画部とし、各種データの収集・分析及び活用に関する業務を担っている。全体的な指標データとして、入試結果と入学率、収容定員充足率（本文 5 ページ参照）、留年者数、退学者数【表 3-6】、【表 3-7】国家試験合格率、卒業者数及び就職率を学務部が収集している。また、新設した看護学部の期末試験結果をもとに偏差値と GPA (Grade Point Average) の相関関係分析を今年も企画部が行った。

なお、FD・SD 委員会では前期・後期に授業評価アンケートを実施し、結果の集計と公表している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学として初めての認証評価を受審した後、その結果を各部署に反映させるため、組織規程を改正して責任体制を明確化した。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では学部ごとのディプロマ・ポリシーと、それを達成するためのカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを一体的に定めており、継続的な見直しを行っている。

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、両学部より選出された教務委員会の主導により、教育課程、成績評価、授業計画等に関する課題について、全学的な視点で検討している。アドミッション・ポリシーも同様に両学部より選出された入試委員会の主導による検討がなされており、これらの検討結果は、運営会議、教授会もしくは部門長会議などの上位の会議機関により審議され、決定している。

令和元（2019）年度より、各部門が学長の年度目標に基づいた年間活動目標を作成し、年度末には目標に対する結果報告の実施を始めており、中期計画に基づく毎年度の活動計画に「事業改善シート」を導入のうえ、事業計画毎に事業評価を実施し、PDCA サイクルの仕組みと確立を図った。また、活動目標及び報告を電子化し、全教職員が閲覧できる

状態にしている。令和4年度からは事業改善シートを各部署に導入し、P D C Aを用いた運用を行っている。

本学は平成27年4月に開学し、平成31年4月には看護学部、令和3年度には大学院を開設しているため、毎年度、設置計画履行状況調査報告書を提出している。付された意見に対して改善策を講じてきた結果、平成30（2018）年度の報告において開学時からの意見は解消され、看護学部及び大学院については、令和4年度に無事完成年度を向えることができた。

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の特色である IPE の推進については、前年度の反省に基づき改善を行った。特に、病院施設等における実習内容について、学部、専攻ごとに内容を検討した。ここで、全学的に検証する場として新たな会議体を設置し、各委員会などが捉える現状と課題について教職員全体で共有できる取り組みを強化した。

[基準6の自己評価]

本学では、学部、専攻、各委員会、事務局の各レベルにおいて検討された事項が教授会もしくは部門長会議に提案され、最重要事項は運営会議において決定される仕組みとなっている。その過程において多重的に点検・評価が為され、責任体制も明確である。以上のことから基準6を満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域・社会貢献

A-1. 地域・社会貢献

A-1-① 大学の人的資源の提供

A-1-② 地域と連携した事業の展開

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の人的資源の提供

本学の建学の精神に基づき、保健・医療系大学の専門性を生かし、本学研修委員会が検討し、卒業生及び教職員並びに地域住民の生涯学習促進の一環として本学教員の派遣及び本学の人的資源ネットワークを生かした講師を招へいしての生涯学習講座や専門講座を開催している。

ア 令和4年度 生涯学習講座 教養講座I (ZoomでのLIVE配信)

日 時：令和4(2022)年5月15日(日) 10:00～11:30

場 所：長野保健医療大学

テーマ：「医療英語入門」

講 師：奥村信彦（長野保健医療大学共通教養センター教授）

参加者：20名

イ 令和4年度 生涯学習講座 専門講座I(桃李会) (ZoomでのLIVE配信)

日 時：令和4(2022)年8月28日(日) 10:00～11:30

場 所：長野保健医療大学

テーマ：「痙縮治療とどう向き合うか～脳卒中各ステージでのかかわり方～」

講 師：浅野昌宏（医療法人公生会竹重病院 回復期リハビリテーション専従医師）

参加者：35名

ウ リレー・フォー・ライフジャパン2022信州長野

リレーフォーライフが使命とする“Save Lives”（命を救う・人の魂を救う）に賛同し、がん征圧をめざすチャリティー活動に参加する。

日 時：令和4(2022)年9月17日(土) 13:30～19:00

場 所：長野駅東口広場

内 容：・イベント会場の設営、撤収のボランティア

・がん講演会への参加（公益財団法人日本対がん協会 垣添忠生会長）

・ウォークラリー：大学の桃太郎旗をもって歩く

・垣添忠生会長との懇談、がん患者さんと交流、病院参加者との交流

参加者：看護学部3名、作業療法学専攻3名、教職員6名

エ 令和4（2022）年度 生涯学習講座 専門講座II（桃李会）（来場及びZoomでのLIVE配信）

日 時：令和4（2022）年10月9日（日）

場 所：長野保健医療大学

【第1部】10:30～11:15

テーマ：「若い人に伝えたい、8年間の作業療法の臨床・研究・教育」

講 師：西村 輝（信州大学附属病院勤務 本学OT10期生）

参加者：67名

【第2部】11:20～12:05

テーマ：「脊髄損傷者に対する歩行再建」

講 師：鳥山貴大（相澤病院勤務 本学PT6期生）

参加者：32名

オ 令和4年度 生涯学習講座、専門講座III（Zoomで双方向型研修）

日 時：令和5年2月5日（日）10:00～11:30

場 所：長野保健医療大学

テーマ：「医療的介入終了後のダウン症児の地域活動」

講 師：山本良彦（長野保健医療大学保健科学部リハビリテーション学科講師）

参加者：25名

A-1-② 地域と連携した事業の展開

近隣自治体等と協定を結び地域と連携した事業の展開を行うなど、地域に根ざした活動を行っている。

ア 川中島町住民自治協議会との連携協定に基づく事業

（協定締結日 平成30年2月1日）

【地域連携事業】

（ア）体力測定会

a) 第1回（春）

・日 時 令和4年5月29日（土）午前10時から（午前の部）
午後1時から（午後の部）

・場 所 長野保健医療大学 本館講堂
・内 容 ①身長・体重・脚長、②握力、③開眼片足起立時間、④2ステップ・テスト、⑤Functional Reach Test、⑥10m歩行速度、⑦基本チェックリスト、⑧健康と生活についての質問票（既往症等聞き取り調査）

・参加者 26人（午前の部 17人、午後の部 9人）

・その他 本学教職員13人 学生18人 住自協2人 計33人参加

b) 第2回(秋)

- ・日 時 令和4年10月29日(土) 午前10時から(午前の部)
午後1時から(午後の部)
- ・場 所 長野保健医療大学 本館講堂
- ・内 容 ①身長・体重・脚長、②握力、③開眼片足起立時間、④ステップ・テスト、⑤Functional Reach Test、⑥10m歩行速度、⑦基本チェックリスト、⑧健康と生活についての質問票(既往症等聞き取り調査)
- ・参加者 47人(午前の部 29人、午後の部 18人)
- ・その他 本学教職員14人 学生20人 住自協2人 計36人参加

(イ) 活動量計測定会

a) 第1回説明会(体力測定会参加者47名中13名参加)

- ・日 時 令和4年11月29日(火) 午後2時から
- ・場 所 長野市川中島支所

・測定期間 令和4年11月30日～令和4年12月6日

b) 第2回説明会(体力測定会参加者47名中12名参加)

- ・日 時 令和4年12月13日(火) 午後2時から
- ・場 所 長野市川中島支所

・測定期間 令和4年12月14日～令和4年12月20日

※ 上記a)及びb)の身体活動量調査結果を令和5年2月15日に本人へ通知

(ウ) 川中島フェスティバルと本学桃華祭との共同開催

新型コロナウイルス感染症の全国的蔓延により川中島フェスティバルは中止、
本学桃華祭は一般公開を中止して開催した。

イ 飯山市との連携協定に基づく事業

(協定締結日 平成30年7月3日)

【地域連携事業】

飯山市と長野保健医療大学が連携し、健康長寿を基盤とする活力ある地域づくりを推進するとともに、地域の健康増進と人材の育成に寄与することを目的に、市から基本チェックリスト調査の提供を受け次のとおりデータ分析を行っている。

〈当大学におけるデータの解析状況〉

- (ア) 生活機能、運動器機能の加齢による低下の状況について解析を行う。
 - ・男女別に分析を行い、男性の社会的役割の変化の状況
- (イ) 人口減少、高齢化の進行と要介護との関連について解析を行う。
 - ・男女別に分析を行い、男性の社会的役割の変化の状況
- (ウ) 飯山市高齢者の介護保険認定の特定について解析を行う。
 - ・介護保険認定リスクが高いフレイル高齢者に対する早期予防ケアが重要
- (エ) 基本チェックリストで前年から低下した項目の要介護リスクについて解析を行う。

- ・介護予防事業への積極的参加の呼びかけが重要

ウ 長野県議会との包括連携協定に基づく事業

(協定締結日 令和元年 11月 1日)

【地域連携事業】

県政の意思決定を担う長野県議会と知的資産が集積する県内の大学が相互に連携することにより、地域課題への対応、魅力ある地域づくり、人材の育成に資することを目的に包括連携協定が締結され、下記事業に参加している。

「『こんにちは県議会です』大学生との意見交換会」への参加

1 日 時 令和 5 年 2 月 10 日 (金) 13:30~

2 場 所 長野県議会等 (学生はオンライン参加)

3 内 容 テーマ毎に 3 グループに分かれて意見交換

A グループ 長野県議会議員 2 名 学生 6 名

〈テーマ〉・人口減少時代の公共交通機関のあり方

・県内大学生の現状と県活性化に向けた若者が果たす役割

B グループ 長野県議会議員 2 名 学生 6 名

〈テーマ〉・人口減少時代の公共交通機関のあり方

・持続可能なまちづくり、コミュニティづくり

C グループ 長野県議会議員 2 名 学生 6 名 (うち本学学生 1 名)

〈テーマ〉・県内大学生の現状と県活性化に向けた若者が果たす役割

・子ども・子育て支援

エ 長野市立長野高等学校との連携協定に基づく事業

(協定締結日 令和 3 年 1 月 20 日)

長野保健医療大学と長野市立長野高校とが連携し、教育の充実及び発展を図り、もって地域社会に貢献する有為な人材の育成に寄与することを目的に、高大のギャップを解消し、円滑な接続を図るため入学前教育を展開している。

(1) 基礎学力の向上 (入学前授業)

ア 第 1 回

日 時 令和 5 年 2 月 18 日 (土)

場 所 長野保健医療大学

内 容 数学、化学、英語

※ 英語の授業は、当大学共通教養用センターの奥村信彦教授が担当

イ 第 2 回

日 時 令和 5 年 2 月 25 日 (土)

場 所 長野保健医療大学

内 容 国語、英語

※ 英語の授業は、当大学共通教養用センターの伊原 巧教授が担当

(2) 探求力の醸成

ア 第 1 回

長野保健医療大学

日 時 令和4年12月13日（火）及び12月21日（水）
場 所 長野市立長野高校
内 容 12月13日上記高校に、当大学中島八十一副学長を派遣し、講義及び課題（テーマ）の提示を行い、12月21日に課題（テーマ）について、生徒のプレゼンテーションに対してコメントした。

イ 第2回

日 時 令和5年1月18日（火）及び1月25日（水）
場 所 長野市立長野高校
内 容 1月18日上記高校に、当大学田中榮司副学長を派遣し、講義及び課題（テーマ）の提示を行い、1月25日に課題（テーマ）について、生徒のプレゼンテーションに対してコメントした。

オ 長野市との連携協定に基づく事業

（協定締結日 令和3年2月22日）

【地域連携事業】

（ア） ゲートキーパー養成講座への参加

- ・日 時 令和4年8月9日（火） 午後 13:00
(第1回) 令和4年8月9日（火） 13:00～17:00
(第2回) 令和4年9月19日（月） 13:00～17:00
(第3回) 令和5年2月7日（火） 13:00～17:00
 - ※本年度は、本学学生の参加はなかった。
 - ・場 所 長野市生涯学習センター
 - ・参加者 本学、信州大学教育学部、長野県立大学、清泉女学院大学の学生
 - ・内 容 SESSION1 #大学生あるある
SESSION2 イヤな「病みツイ」？ いや、「悩みツイ」!!!
SESSION3 つなぎ・見守り・身を守る
- ※ ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人

（イ） 発達障害に関する研修会の開催

- ・日 時 令和4年5月18日（水） 15:15～16:20
- ・場 所 長野市立川中島小学校
- ・内 容 生活・学習場面に活かせる、ビジョントレーニングとコグトレ
- ・講 師 松下雅子 本学講師
- ・参加者 27名

（ウ） NAGANO スマートシティコミュニケーションへの参画

長野市が進める持続可能な街づくり構想の実現を目指すため、「Smaht City NAGANO～市民と創る最高のまちづくり～」基本計画の作成に検討段階から参画し、完成をみた。

（エ） 放課後子ども総合プランアドバイザー登録

学校と地域が連携して 児童の健全な育成に資するため、放課後子ども総合プラザアドバイザーに登録する。

登録者数 看護学部 1年生 6名
保健科学部 2年生 3名
3年生 1名

(オ) 体力・健康チェックキャラバンへの参加

〈第1回〉

・日 時 令和4年6月19日（日）
・場 所 塩崎体育館
・内 容 体組成計、骨密度計健康チェック
・参加者 本学 25名（学生23名 教員2名）

〈第2回〉

・日 時 令和4年11月13日（日）
・場 所 信更公民館
・内 容 体組成計、骨密度計健康チェック
・参加者 本学 11名（学生7名 教員4名）

(カ) 研修教育者への指導（講師の派遣）

・日 時 令和4年12月20日（火） 9:00～11:30
・場 所 長野市保健所
・内 容 「管理職の人材育成・マネジメント能力を高めるために」講演及び助言指導
・参加者 長野市管理職保健師等約20名

(キ) 就職体験生（インターンシップ）への参加

a) 長野市保健所

・日 時 令和4年8月16日（火）～8月18日（木）
・参加者 看護学部生3名

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

「地域で学び、地域を学ぶ、地域で育ち、地域が育つ」ことを教育の特長としている本学においては、今後も地域との連携活動を推進する計画である。本学が所在する長野市の川中島町住民自治協議会と平成30年2月に連携協定を締結し、その後飯山市と平成30年7月に、長野県議会と平成元年11月に、長野市立長野高等学校と令和3年1月に、長野市と令和3年2月に連携協定を締結して、より具体的な連携事業を進め、地域住民の健康保健福祉の向上に寄与していく。

[基準Aの自己評価]

日本医療研究開発機構の障害者対策総合研究開発事業プログラムスーパーバイザーとして中島八十一教授の派遣を筆頭に厚生労働省、地方自治体、地域保健医療福祉施設などか

らの要請に応じ、審議会委員、研究会講師、診療補助などに大学の業務に支障のない範囲で教員を派遣している。

学外からの要請に応じて大学職員を派遣することにより、学術研究の発展、専門知識の普及、地域への貢献のみならず、大学と地域との連携を深めることにより、「地域で学ぶ」教育の基盤強化に役立っていると評価している

高等教育コンソーシアム信州に加盟し、大学の個性を活かし、県内 10 大学と協力し、学生教育の成果と教育研究の還元とにより、県と地域の発展に貢献することをめざし活動している。また、長野県議会、長野市、飯山市、長野市立長野高等学校、川中島町住民自治協議会と協定を締結して、行政データの解析、講演会開催、講師派遣、体力測定会の開催を行っており、着実に事業を展開している。また、研究フィールドとしての地域が重要なことから、計画的に地域との連携事業を促進する。

基準B 研究活動

B-1. 研究活動

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学における研究活動とは、概ね研究資金を得て資金ごとにひとつのまとまったタイトルをもつ研究を一定の期限のうちに遂行することといえる。したがって研究資金獲得状況とその成果報告としての論文発表がその全貌を示すといって過言ではない。研究資金とは公的及び民間による科研費等の外部研究費であり、本学にあっては学内公募研究費の制度がある。

外部研究費の獲得状況は、4-4 研究支援の項で既述したように年々増加傾向にある。文部科学省の「令和4年度科学研究費助成事業の配分について」に研究施設ごとの科研費の配分状況があり、これによると本学の獲得件数は 1 件となっているが、他施設で科研費を獲得した教員の入職もあり、実質は 5 件、科研費以外の研究費が 2 件、合計 7 件の研究が実施された。また、令和 3 年度の科研費の新規応募は 3 件と過去最多の件数であり、1 件が採択され、これが令和 4 年度の 5 件に含まれる。学内公募研究の申請は 7 件の公募があり、3 件が採択された。いずれも若手教員の新規研究課題である。

研究活動の活性化は研究倫理審査の件数にも表れる。11 件の研究倫理審査の申請を受け付けた。新規の審査は 8 件（内 3 件は大学院生）、3 件は変更申請であった。これについても 4-4 研究支援の項で既述したように年々増加傾向にある。

[基準B の自己評価]

研究活動は数値的に見て活性化の傾向にある。しかし、科研費の新規応募は 3 件と過去最多であったが 2 件は採択されておらず、科研費獲得を目指す教員を支援する体制の強化が必要である。

V. 特記事項

1 大学院の方向性・運用

ア 大学院の Diploma Policy は下記のとおりである。

- ① 専門職能力の向上
- ② EBM に基づく専門技能発揮能力の向上
- ③ 多職種との協調、協働できる能力開発
- ④ 研究・教育を通しての後進育成能力開発
- ⑤ 地域の行政、医療、保健福祉組織のマネジメントに参加・参画できる能力開発。

イ 大学院生の動向

令和 4 年度修了生 2 名

新入生 3 名

在籍者数 7 名（看護系 3 名、リハビリテーション系 4 名）

本年度入学 3 名と 2 年次在籍 4 名うち長期履修生 5 名 うち本学卒業生（長野医療技術専門学校卒を含む）2 名

ウ 研究の進捗状況

研究計画倫理審査申請受付	令和 3 年度	2 件	令和 4 年度	4 件
承認	令和 3 年度	2 件	令和 4 年度	2 件

エ 大学院行事

研究科委員会開催 月 1 回

大学院勉強会 月 1 回 研究の進捗状況を報告し、意見交換。

修士論文中間発表会 令和 4 年 11 月 15 日 2 名

大学院担当教員資格認定委員会 令和 5 年 1 月 25 日

令和 5 年度任用予定 6 名の資格認定

修士論文発表会 令和 5 年 2 月 7 日 2 名

オ 特記事項

研究科長の健康上の理由により学長が職務代行

大学院教員資格認定委員会の委員長職務は樋口教授が代行

2 新型コロナウイルス感染症対策

本学では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、学生及び教職員の感染防止に万全を期した。令和 2 年 3 月 30 日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置して対応方針の決定や情報収集、情報共有に努めた。

（1）新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症に関する大学の方針を決定する新型コロナウイルス感染症対策本部会議を令和 2 年 3 月 30 日に設置し、令和 4 年度末までに 88 回開催した（令和 4 年度内は 24 回）。

主な検討課題と対応方針として、大学行事の実施可否、本学独自の活動ガイドラインの制定と活動ガイドラインレベルの決定、学生への情報提供、感染者及び濃厚接触者への対応方針の決定などを行った。

(2) 本学の活動ガイドライン

新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動ガイドラインを令和2年5月13日に、環境衛生ガイドラインを令和2年5月25日に決定した。活動ガイドラインは授業の実施方法や学生の入構制限、教職員の勤務体制等をレベルごとに示した。環境衛生ガイドラインは施設の使用方法、消毒及び換気方法をレベルごとに示した。長野県の警戒レベルの見直しを踏まえ隨時改訂を行った。

【表2-1】本学の活動ガイドラインレベルの推移

令和2年5月13日から	レベル2
令和2年6月1日から	レベル1
令和2年10月14日から	レベル0
令和2年11月17日から	レベル4
令和3年2月10日から	レベル3
令和3年2月22日から	レベル2
令和3年4月1日から	レベル4
令和3年6月29日から	レベル3
令和3年8月23日から	レベル4
令和3年9月27日から	レベル3
令和3年11月29日から	レベル2
令和4年1月11日から	レベル3
令和4年1月12日から	レベル4
令和4年6月13日から	レベル3
令和5年3月23日から	レベル2

(3) 令和4年度の授業体制

令和4年度は基本的に対面授業により授業を開講した。病院施設での実習については、感染拡大状況により急な計画変更を余儀なくされたが、実習日程の変更や学内実習への切り替えなどにより対応し、未開講とすることなく実施した。

(4) 感染防止対策

ア 施設の感染対策

大学施設の感染対策は環境衛生ガイドラインに基づき実施し、手指消毒用スプレー、アクリル板の設置などを継続とともに、出入口に自動体温測定器を設置した。また、バスケットコートについては感染拡大状況により使用制限を実施した。

イ 健康状態の把握

健康状態を把握するため、教職員や学生は本学独自の健康観察シートに毎日検温結果等を記入している。新型コロナウイルス感染症の検査を受ける場合や同居家族が濃厚接触者と判定された際には、教職員は総務部に、学生は健康管理センターに連絡することを徹底し、情報の収集と感染拡大防止を図った。

ウ 職域追加接種（3回目接種）の実施

職域接種（1・2回目）の実施に引き続き、本学を会場とした新型コロナウイルスワクチンの職域追加接種を実施した。1・2回目と比較して、行政による接種体制が整備されたことにより、本学会場での希望者は前回の1/3以下であった。

【表 2-2】職域接種の実施状況

実施日	令和4年3月～7月の間に7回実施
被接種者数	438人 （内訳）本学学生 363人 教職員等関係者 65人 他の教育機関関係者 10人 (1・2回目 1,597人)

3 IPE・IPW プログラム**3-1 IPW論**

IPW論は、本学保健科学部リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）看護学部看護学科から構成される2年次学生を対象とした両学部合同授業とした。講義の一部には、少人数グループを単位としたIPEに必要な知識を共に学び合う体験型のワークショップを取り入れた。

3-2 IPW演習Ⅰ

本学保健科学部リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）看護学部看護学科から構成される3年次学生153人を対象とした。

IPW演習Ⅰは、「地域における保健医療福祉の場を想定し、専門職連携について事前学習、課題の設定、チームワークを意識しながらチームの目標に向かっていくプロセスを相互に学びあう」ことを目標としている。5つの事例をペーパーベイントとして提示し、学生はIPW論で得られた知識や臨地実習での経験をもとに、専門職の役割を意識しながらグループで担当事例のゴールを模索するという、実践的な演習科目である。

グループは、理学療法学専攻から2～3人、作業療法学専攻から2～3人、看護学科から4～5人で、1グループが8人程度となるように構成し、全20グループとした。グループで、学生が職種の理解、どのように理解を促進するとよいのかについて事例から学び、問題の分析を行う機会となっている。

3-3 IPW 演習Ⅱ

本学保健科学部リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）看護学部看護学科から構成される4年次学生169人を対象とした。

IPW 演習Ⅱは、地域の病院・施設で実際に活躍している保健・医療・福祉に携わる人々の経験を直に聞くことによって、援助者間の「連携と統合」を具体的なものとして学習することを目標としている。全4日間の集中講義を通して、専門性の異なる本学学生が実際の事例に対し、グループごとに討論を重ね、事例に関する学びを共有した。

グループは、理学療法学専攻から1人、作業療法学専攻から1人、看護学科から2人で、1グループが4人程度となるように構成した。グループワークの過程を通して学科、専攻を越えた関係性を構築する機会となった。

4 FD・SD 研修

令和4（2022）年度 FD・SD 委員会活動実績は以下の通りである。

ア 新任教職員のための研修

新任教職員に対し、本学の理念・目的、果たすべき役割や使命などを伝えるとともに本学の現状と将来像について説明し、大学教職員として相応しい資質を備えた教職員の育成を図った。

(ア) 学長講話（出席者数61名）

4月1日に行った。

(イ) 新任教職員ハラスメント研修会

4月1日に学生部長を講師として行った。

イ アカデミック・ハラスメント講習会（出席者数58名）

6月16日に全教職員を対象に行った。

講師：信州大学医学部衛生学公衆衛生学講座 野見山哲生 教授

ウ 学生による授業評価アンケート調査と結果の報告

令和4（2022）年度前期分として7月に実施し、9月に教員所見回収及び授業評価アンケート結果の公表（回答率42%）

令和4（2022）年度後期分として1月に実施し、3月に教員所見回収及び授業評価アンケート結果の公表（回答率30%）

エ e-learning 研修：「よりよい授業」のために一授業評価アンケートについて

7月上旬 新任教職員にも共通認識を持ってもらうため、昨年に引き続き田中高政先生による動画配信及び授業評価アンケート調査を行った。（33件回収）

オ 京都コンソーシアム

2月18日、23日、24日、25日に開催された第28回FDフォーラムに2名オンライン参加

VI. 長野保健医療大学中期計画に対する事業改善評価

P D C A サイクル運用に際し、本学中期計画（2020～2024 年度 5 か年計画）に基づいた令和 4（2022）年度事業改善シートの振り返りを以下のとおり実施した。

1. 教育体制、環境、運営体制の整備

1-1 教育体制の整備

(1) 大学院（保健学研究科保健学専攻）設置

・ 大学院教員組織の将来構想として、内部教員の登用を考えており、完成年度以降の教員の任用、昇格に繋げ、「教員任用規程」、「教授候補者選考委員会規程」、「大学院担当教員資格認定規程」を整備し教員確保に努めている。更に、内部登用には業績が必須であるため、教員の研究面の支援組織として地域保健医療研究センターを設置し科研費等の申請支援を行うとともに、教員の学位取得を奨励している。令和 3 年度に 2 名が修士号を取得し、令和 4 年度では博士課程に 8 名、修士課程に 1 名が修学している。

(2) 教員の能力開発、FD・SD 委員会活動の強化

・ 看護学部の授業評価アンケートの結果は、2022 年度前期回答率 42.8%、後期 39.9% だった。当初目標の 30% を超えたことから、ほぼ達成と考える。これからも授業評価アンケートの意義を学生に丁寧に説明し理解して頂き、結果を踏まえてより学生のためになる看護学部の授業に反映させ充実させていく。また、回答内容や受有記述を分析し、看護学部独自の FD・SD 勉強会を充実させていく。

・ FD・SD 委員会では教員の教育力の向上を目的に「良い教育を目指して」をテーマに計 3 回の研修会を実施した。成果の指標としての出席率が 3 回の研修の平均 63% となり、目標としていたの 70% に概ね近い値となったことから、一応の成果が得られたものと考える。今後に向けてはさらに新たな視点を持って教員及び職員の能力開発のための研修会の実施をしていく。教員に対する e-ラーニングの実施やアンケートの回答時間を設けるなど計画の工夫が教員、学生における授業評価への関心が高まったことに繋がり前回に比べ、回答率があがったものと思われる。引き続き継続実施していく。

(3) 臨床実習体制の整備

・ 理学療法学専攻では長野県理学療法士会との協力体制により、引き続き臨床実習指導者講習会を開催した。臨床実習の実施にあたり 80% 以上の施設では講習会修了者が在籍している。今後も引き続き講習会修了者の充足状況調査を継続していく。

作業療法学専攻では長野県作業療法士会との協力体制により年二回の臨床実習指導者講習会を開催し、これまでの講習会修了者数は 630 人と現状、臨床実習の実施にあたり実習指導者数は充足されている。今後も引き続き講習会への協力を継続していく。

(4) 国家試験合格率の水準確保

・理学療法学専攻では新卒者は目標値である 100%を達成できた。次年度以降も今年度の取り組みを振り返り、この結果を維持できるように学生指導を継続する。既卒者に対しては連絡を密にとり、支援を継続していく。

作業療法学専攻では、目標値である国家試験全員合格には到らなかったが、93%の合格率の結果は、少なくとも受験生、保護者への大学評価に繋がる結果は得られたものと考える。今後とも常に合格率 100%の目標達成に向け学生への支援を図っていく。

看護学部では模擬試験を活用しながら学生自身が自分の実力を客観視し、自己分析できるよう導くために出来るだけ早い時期（低学年）から、国家試験を意識させるようなガイダンスや定期的な模擬試験の実施は必要である。また、成績が伸びてこない学生（成績低迷者）に対しては個別の支援が必要であるため、学生の模試の結果等の情報は教員間で共有化し、学生に寄り添った対応が必要である。本学の国試支援の方向性や体制作りを進め、学生が自律心を持った勉強を進められるよう支援を図る。

(5) 授業科目の計画的な遂行

・保健科学部では昨年末の退職者 1 名の欠員を年度当初において新任教員を確保し教員数を維持されたことにより、不利益を被ることなく学生に対し教育の質は保たれたと考える。今後はさらに教育の質を高めるべく新たな教員の確保を検討していく。
・共通教養センターでは 4 科目全てにおいて、目指す姿及び達成の状況が無事に終えることができた。

(6) 基盤的業務（学生の確保）の遂行

・次年度入学者数が PT41 名、OT45 名と定員数を上回る入学者が得られた。しかし年々少子化により受験者数が減少傾向にあるため、今後も学生確保のために教員としてできる限りの協力をしていく。引き続き大学見学や出前授業の依頼を積極的に受け入れ、医療従事に意欲ある高校生の本学への進学に繋げていく。

1-2 教育環境の整備

(1) 校歌制定

・大学としての一体感の醸成を図るため作曲を三枝成彰先生に、作詞を林真理子先生に依頼し校歌を制定した。令和 4 年 9 月 22 日に「校歌制定記念式典」を開催し関係者に披露した。また構内の放送機器を整備して、本館・南館において令和 4 年 10 月から令和 5 年 1 月までの間、毎週水曜日の昼休みに校歌を全館放送し普及を図った。

(2) 本館エアコン設備更新等

・本館エアコン整備 3 年計画の 2 年目として計画どおり達成した。令和 5 年度は最終年度となるが計画どおり完了させる。

- ・本館のトイレ洗面台の自動化、机・椅子の更新、LED化について、全て計画どおり達成し、引き継ぎ教育環境の整備を計画的に進めていく。

(3) 学生支援業務の遂行

- ・共通教養センターでは合計7回に及ぶ検討委員会で決定した市立長野高校出前講座と入学前教育を、前者については合計4回、後者については合計4コマを行い、長野保健医療大学・長野市立長野高校高大連携協定に則り、令和4年度事業を無事に終了し、来年度以降も改善を加えながら継続していく計画である。
- ・定期健康診断の実施と必要な学生への指導等の取り組みを行った。学生相談との連携が必要な学生への支援体制の充実が今後求められる。

(4) 図書館の整備

- ・看護学部の完成年度にあたり、看護学部4年時までに必要とされる授業関連図書を計画通りに整備できた。また、医中誌Webにリモートアクセスを加え、全契約データベースでリモートアクセスが可能となるなど、大学図書館としての基本的な学術情報資源や機能の整備に一応の目途を付けることができた。なお、テキスト類の新版への更新があまり進んでいなかつたが、まずテキスト類の整備・充実を図っていく中で今後の更新に向けた道筋を付けることができた。

1-3 運営体制・事務体制の整備

(1) 総務、企画、学務、教務の分掌体制の整備

- ・総務部では各種研修の参加によりスキルアップ・プラッシュアップが図れたが、研修参加メンバーの偏り等により一部未達成の部分があり改善する。
- ・全員と面談を実施、及び随時個別面談によりフォローアップ・事務改善につなげた。
- ・年次有給休暇の取得状況は目標達成した。更なる取得を計画的に進め心身のリフレッシュを図る。
- ・超過勤務の縮減は目標達成。引き継ぎ業務を効率的に進め、超過勤務の抑制に努める。
- ・概ね毎日情報交換を実施し、本館事務と南館事務の情報共有・連携強化ができた。
- ・定期健康診断の実施は事業者の義務であり全員の受診に向けた対策を図ると共に、ストレスチェックも更なる実施率の向上を進め教職員の健康を改善していく。

2. 研究の推進

(1) 研究環境、学外研究資金獲得の推進

- ・外部研究費の獲得件数が増加している。特に若手教員の研究に対する意欲が顕著で、地域保健医療研究センターとしても協力した。併せて論文数も増加傾向にある。
- ・長野保健医療大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画に基づき、公的研究費に係る不正防止のための教育・啓発を4回実施し教職員への周知徹底を図るととも

に、監事による公的研究費の執行状況確認を年2回実施し、その結果を運営会議で報告された。

(2) 学内研究補助金、機器整備

- ・研究の推進という観点からはコロナ禍の影響を受けた前年度から上向き傾向にある。また、地域との連携を視野に入れて構築された4研究班は、今後再構築が必要と考えられる。

3. 地域との連携強化

(1) 川中島自治協、長野市、飯山市、市立長野高校、AC長野パルセイロとの連携強化

- ・研究の推進という観点からはコロナ禍の影響を受けた前年度から上向き傾向にある。また、それぞれの団体との連携協定に基づき、各種事業に出席した。

- ・連携先と各種事業等に参画し、地域に根差した活動を通じて地域における大学の認知度を向上させ、地域住民の健康増進と本学の人材育成に貢献する一助となった。

- ・市立長野高校との連携を強化する取組ができた。今後も双方にとってメリットがあり持続可能な取組となるよう改善を図っていきたい。

4. 財政基盤の強化

(1) 寄付金募集

- ・寄付金募集にはさらに検討を要するが、令和5年1月から県の「ふるさと信州寄付金」を活用した私立学校応援制度に登録した。

(2) 外部研究資金獲得

- ・外部研究費の獲得件数が増加している。特に若手教員の研究に対する意欲が顕著で、地域保健医療研究センターとしても協力した。論文数も増加傾向である。

5. 情報公開、広報活動の推進

(1) 教職員による一体的な学生募集（独自広報）の推進

- ・大学院生の令和5年度入学生から給付型の奨学金制度を創設し、院生の確保に向けて大学院説明会、チラシ等で広報することとした。

- ・学生募集の一環として、今年度戦略の動画作成や本学独自の強みは公表を目指して鋭意準備が進んでいる。

(2) オープンキャンパスの活性化

- ・コロナ対策の影響が続き、かつオープンキャンパスは昨年度と開催方式が異なり単純に比較できないが、HP閲覧数からしても7-8月に関心が高い傾向があり、この時期の在学

生企画や独自企画の効果的な展開が鍵となる。11月以降、翌年度のオープンキャンパス戦略検討にも着手できている。

(3) 大学の魅力・特徴の周知

- ・6月に新入生アンケートを実施し、大学としての環境整備、質の向上という観点からの対策も提言できた。アンケートでも在学生による大学アピールの有効性は示されたが、開催時期と学生の試験や実習、夏休み等が重なり、引き続き課題も残った。
- ・学務部では動画製作にあたっては、動画への出演や日程確保、施設利用等多くの教職員や学生に協力いただき完成させることができた。高校生を含め多くの方に視聴していただき、本学を知ってもらいたいと思っている。次年度も様々な手段を活用して本学をPRしていきたい。